

官報号外

平成十七年四月二十日

○第百六十二回 参議院会議録第十七号

平成十七年四月二十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十七号

平成十七年四月二十日

午前十時開議

○議事日程

平成十七年四月二十日

請假の件 議事日程追加の件 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案(趣旨説明)

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。 南野

法務大臣。
〔國務大臣南野知恵子君登壇、拍手〕

○國務大臣(南野知恵子君) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

現行の監獄法は、明治四十一年に制定され以来、実質的な改正がされることなく今日に至つているため、被収容者の権利義務関係や職員の権限が明確ではなく、受刑者処遇の内容についても十分な規定が設けられていないなど、今日では極めて不十分なものとなつております。

他方で、治安情勢の悪化を受けて、国民が安心して暮らせる安全な社会の実現が強く求められてゐる昨今の状況にかんがみますと、受刑者の処遇に当たる行刑の役割は一層重要なものとなつてゐるところであり、行刑改革を遂げ、行刑運営の充実を図ることは喫緊の課題であります。

この法律案は、このような状況を踏まえて、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。
第一は、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるものであり、刑事施設の運営の透明性を確保するために、刑事施設視察委員会の設置、組織及び権限についても定めることとしております。

第二は、受刑者の処遇について定めるものであ

り、次の点などを主な内容としております。

その一是、受刑者の権利及び義務の範囲を明かにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合につき、その根拠及び限界を定めることであります。

その二是、受刑者に対し、適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等その健康の維持のために適切な措置を講ずることであります。

その三は、受刑者に矯正処遇として作業を行わせるとともに、改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な指導を行うこと、矯正処遇は受刑者ごとに作成する処遇要領に基づき、必要に応じ、専門的知識及び技術を活用して行うこと、自発性及び自律性を涵養するため、生活や行動に対する制限は、受刑者処遇の目的を達成すること、改善更生の意欲を喚起するため、優遇措置を講ずるものとすること、一定の条件を備えること、改善更生の意欲を喚起するため、優遇措置を講ずるものとすること、一定の条件を備えること、受刑者について、円滑な社会復帰を図るため、職員の同行なしに外出及び外泊することを許すこと、がでくるものとすること、その他受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るために処遇方法を定めることであります。

その四是、面会、信書の発受等の外部交通についての規定を整備するものであります。

その五は、一定の刑事施設の長の措置についての審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使等についての事実の申告等の不服申立て制度を整備することであります。

第三は、労役場留置者の処遇、刑事施設に代用される警察留置場に係る規定の整備その他所要の

し、参加したい、参加してもよいという人はたつた二五・六%にすぎない。圧倒的に参加したくないう人が上回っています。

まず、大臣はこのような結果となつたことの原因をどういうふうに分析をしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

日本の陪審制度の本格的整備は原敬内閣から始まつてまいります。陪審法は一九二三年四月に制定をされ、その施行は五年後、一九二八年でございました。そして、残念ながら施行から十五年で戦時を理由に停止されたわけでございますが、平

民宰相原敬首相は、陪審制度こそ人民の司法への信頼を築き、政党政治発展の不可欠の制度であると確信をして制度の定着に全力を挙げたと聞いております。

伝えられるところによりますと、施行前のたつた五年間の間に、全国で延べ三千三百三十九回の講演会を開催し、その聴衆は百二十四万人に及び、さらに啓蒙パンフレット類は二百八十四万枚を作成して国民に配布し、ほかに宣伝用映画十一巻、うち日本映画七巻、これを作成するなど、陪審制度定着のための啓蒙啓発活動に全力を尽くしましたわけであります。

大臣、御質問をいたします。今まで裁判員制度に関する講演会は何回やられましたか。それを聞いた国民の数はどれほどですか。また、啓蒙パンフレットは何部ぐらい作られましたか。さらに、

二〇〇九年五月の実施開始まで、国民に対する啓蒙啓発活動をどのようにやろるとお考えなのでしょうか。

時代は違つてまいりました。しかし、大正デモクラシーの民主主義に向けたすさまじい情熱を真

摺に見習うべきだと思いますが、大臣の御所見をいただきたいと思います。

さて、本題の刑事施設法案です。

大臣、小泉改革の一般的な特徴をすばり申し上げれば、有名無実、すなわち改革という虚名のみが躍り、無内容ということだと思いますが、いかがございましょうか。道路公团改革にても郵

政改革にしても、名前だけの改革、中身はなしです。全国一律サービスを義務付けられた会社は、もはや民間会社とは言えません。国債購入を義務付けられ、自由な資金運用が禁じられた会社を民

間扱いするのはもはや常軌を逸しています。株式会社と言うのは余りにも恥ずかしいので民営化というあいまいな言葉でごまかす。これが小泉改革の本質であります。どこが改革の本丸か。ごまかしの本丸が小泉総理の郵政民営化であると言いたい。

法務大臣、私は今回の刑事司法改革をごまかしの改革にしては絶対ほしくないのであります。

内閣府が実施した社会意識に関する調査によれば、悪い方向に向かっているもののトップは治安でございました。そこで、大臣にお聞きしたいのは、この法案によって旧監獄法のどの部分をどう

化することが大変重要なことがあります。このたびの大改正は、受刑者の処遇原則を定めた十四条に「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成」を明記したことによつて、我が国の二十一世紀の刑事司法の在り方として適正な司法を目指すことを明らかにしたものがどう解消されていくのか、大臣のお考えにならぬか。

法改正のポイントを端的にお示しをいただきたいと思います。

大臣、私は、二十一世紀の刑事司法の目指すべき方向であります。それは、大きな

刑罰が適正な刑事司法かということでござい

ます。前者は、刑罰の一般予防機能を重視し、取

締りを強化する厳罰主義。後者は、刑罰の特別予

防機能を重視し、社会復帰のための処遇を促進す

る寛刑主義でございます。大きな刑事司法の考

方に立つと、組織整備の重点は警察官、検察官、

裁判官となります。後者の立場ですと、整備の

重点は裁判所の調査官や法務教官そして保護観察

官に移つてまいります。

警察官を増員すれば、まじめな警察官の努力の結果、犯罪の認知件数は当然上がる、同時に検挙件数も上がる、したがつて受刑者の数は増え

る、そして過剰収容のレベルを更に悪化させる

刑務所の劣悪な収容環境は、刑務所を人生の学校

どころか犯罪の学校にし、刑務所が犯罪の拡大再

生産の拠点となる。このような過剰収容のスパイ

ラル現象が社会に重くのし掛かつてることを私

は大変恐れます。そのためにも、刑務所の受刑者

に対する社会復帰を促進する機能をできるだけ強

化することが大変重要なことがあります。

このたびの大改正は、受刑者の処遇原則を定め

た十四条に「改善更生の意欲の喚起及び社会生活

に適応する能力の育成」を明記したことによつ

て、我が国の二十一世紀の刑事司法の在り方とし

て適正な司法を目指すことを明らかにしたも

のと認めるべきではないでしょうか。大臣のお考えにならぬか。

さて、衆議院では、先ほど御案内のように、民

主党の強い修正要求、強い要求によって修正が四

つ行われました。第一条、第十条、十三条三項、

そして四十一条であります。いずれも大変重要な

前進であったと思います。特に、全体を統括する

第一条に個別処遇の原則を強化する文言が入つた

ことは大変大きかったと思います。

そこで、大臣にお尋ねしたいのは、この個別処遇の原則とは何かということあります。今回の

大改正のベースとなつた行刑改革会議提言はその

冒頭において、「受刑者の人間性を尊重し、眞の

改善更生及び社会復帰を図るために、いわば受刑

者のための諸改革」、こんな方向性を明示してい

ます。したがつて、今回の法改正により、受刑者

の改善更生と円滑な社会復帰に向けての個別処遇

を重視するべきことが明示されたと理解すべきで

あると考えておりますが、大臣の御所見をお伺い

をいたします。

また、受刑者一人一人の状況を適正に判断し、

処遇するためには、行刑施設職員の対応や処遇の

判断基準を明らかにすることが重要であると考え

ます。法の目的を運用に的確に反映させるために

も、これらの点にどう取り組むのか、法務大臣の

見解を伺いたい。

ところで、平成十六年版の犯罪白書で、海外の

行刑施設における被収容者負担率が発表されてい

ます。これは、既決・未決の収容者を刑事施設関

係の全職員数で割った数字でございますが、我が

国の四・三に対して、英國一・六、フランス一・

九、ドイツ一・一、米国三・〇となつております。

か国の中で日本の職員の負担が最も重いことが明

らかでございます。受刑者の先ほどの個別処遇を

徹底し、改善更生にきめ細かく対応するために

は、充実した職員の手当てをしなければなりません。

改革を言葉倒れに終わらせないためにも、予

算措置の拡充に努めるのが大臣の重要な職責で

す。

そこで、大臣にお聞きしたい。目標とする負担

目標をいつまでに達成するのか、大臣の方針をお聞かせいただきたいと思います。さて、私は、過剰収容のスパイラルを起こす大きな刑事司法に対する警鐘を鳴らしましたが、現下の過剰収容状況は大変深刻であります。

犯罪白書の示す数字によると、平成十六年末の収容人員は六万四千九百三十一人、収容定員が五万五千二百二十人です。全刑事施設の収容率は一七・五九%。全国七十二か所の刑事施設のうち、一三〇%を超えている施設は八か所、最高は尾道刑務支所の一四三%となつております。過剰収容となれば、当然雑居での収容、さらには教育処遇や運動時間の確保も支障を来す。法改正で改革を高々と打ち上げても絵にかいたもちになってしまいます。過剰収容状況を緩和するじっくり腰を据えた取組が必要となる。この問題に対する法務大臣の具体的な指針を是非聞かせていただきたいと思います。

(号外)

ところで、昨年、奈良で発生した小学生女児殺害事件は、子供を持つ親はもちろんのこと、全国に大変大きな衝撃をもたらしました。

私たち民主党の法務部門、内閣部門、人権部門の三部門会議のメンバーは、今年二月下旬から三月上旬にかけて、一斉に矯正プログラムを実施している全国の刑事施設の緊急総点検を実施をいたしました。その結果見えてきたのは、大変、矯正プログラムの実施体制の貧弱なことであります。現在も処遇類型別の教育が実施されてはおりますけれども、一回当たり一時間足らずの講話やビデオ、作文、こんな内容に限定をされ、回数も制限をされている、そしてその効果の科学的検証も不十分であります。

法案は、受刑者に対して、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために必要な指導を行うことを規定をいたしておりますが、大臣にお伺いしたい。具体的にどうするかということになります。

矯正指導や教育に掛ける時間や内容をどうするのか、あるいは犯罪類型に応じた効果的かつ体系的な教育プログラムをどうするのか。教育に当たつての外部講師や専門家の参画、教育効果についての評価の仕組み、結果の現場へのフィードバック、これをどうするのか。そして、肝心な予算措置をどう考えているのか。これらについて大臣の所見を伺います。

さらに、従来の情願、巡回官情願、所長面接といつた制度は、各受刑者を担当する担当刑務官のフィルターが掛かってしまい、その活用は限定され、受刑者の声が外に伝わってまいりません。これらに対して、行刑の透明化を図るために導入されれた今回の不服申立て制度と刑事施設視察委員会では、従来とどのように違うのか、法務大臣に説明を求めます。

受刑者がこれらの不服申立ての権利行使するためには、当然その方法についての事前の十分な告知が必要であり、また、申立てについて第三者に相談できる体制の整備も必要であります。これらについて法務大臣の運用指針を伺います。

さらに、衆議院においては、民主党の強い求めに応じて……

○議長(扇千景君) 篠瀬君、時間が超過しております。簡単にお願ひいたします。

○篠瀬進君(続) 刑事施設の長が講じた措置を外

部に公表するとの規定が付加されました。行刑改革会議提言に掲げられているように、刑務所を国民に開かれた存在にするためにも、行刑行政の透明性を高めることが重要でございます。

○議長(扇千景君) 簡単に願います。

○篠瀬進君(続) この修正の趣旨を受けてどのよう運用すべきと考えているのか、大臣の所見を伺います。

あと二項目ほどありました、これは省略をいたします。

最後のまとめをいたしまして、官僚政治の跳梁

ばっこを許してきたのは実は政治家であります。悪いのは官僚ではなく政治の側にこそある、このことを忘れてはならないと思います。

そして、すべての改革には明確な目的と的確な手段が明示されなければならぬ。

○議長(扇千景君) 篠瀬君、簡単に願います。

○篠瀬進君(続) 理念なき改革を改革と偽るのは

国民に対する欺瞞であり、裏切りであります。欺瞞と裏切りの小泉改革を終えんに導くための政権交代を強く求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣南野知恵子君登壇、拍手〕

○國務大臣(南野知恵子君) 篠瀬議員にお答えを申し上げます。

初めて、社会法案、刑事施設法案及び犯罪の国際化に対処するための刑法等改正案、それぞれの歴史的意義及びこれらの法案審議の指針についてのお尋ねがございました。

まず、会社法についてですが、我が国の会社に関する法制度は、明治三十二年制定の商法第二編、昭和十三年制定の有限会社法及び昭和四十九

年制定の商法特例法により規律されており、現在に至るまで多くの改正を経ながらも我が国の経済法制の基本法として利用されてまいりました。会社法は、これらを抜本的かつ体系的に見直し、新たな会社法を制定するものであり、我が国の民事基本法制において画期的な意義を有するものと認識しております。

次に、刑事施設法案は、受刑者の人権を尊重しつつ、受刑者を真の意味で改善更生させ、社会復帰させるための処遇を行なう行刑運営の基礎となるものであります。今日は国民が安心して暮らせる安全な社会を再生することが喫緊の課題となつていますが、そのためにもこの法案を成立させ、行刑の運営全般について大幅な改革を実現し、行刑運営の充実を図つていかなければならぬと考えております。

また、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案は、近年の犯罪情勢にかんがみ、国際的組織的な犯罪やハイテク犯罪に適切に対処するための法案であり、我が国の治安の回復のみならず、国際協調の観点からも極めて重要な意義を有しております。

この法案が定める共謀罪は、特定の組織的な犯罪を実行しようとする具体的、現実的な合意をする行為を处罚するものであり、人の内心や思想を处罚するものではありませんが、御指摘の点も含め、十分に御審議いただきたいと思っております。

いずれの法案も、法務行政の主要な分野における法制を時代の要請に即応したものとするとの意義を持つものと認識しております。法案の審議においては、法務省の長として、このような改正の意義を十分に国民の皆様に御理解いただくべく、

官 報 (号外)

リーダーシップを果たしてまいりたいと考えております。

次に、四月十六日に発表された裁判員制度の世論調査の結果についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、世論調査の結果によると、参加したくない、余り参加したくないとする回答が合計で七〇%でしたが、その理由としては、有罪、無罪の判断が難しそう、人を裁くということをしたくないという回答が多く、裁判員として裁判に参加することの意味を真剣に考えている方が多いことの表れと評価いたします。むしろ、このような方々にこそ、裁判員制度の意義を理解していただくことによって参加意識を持つていただけるようになるのではないかと考えております。

今後とも、広く国民の方々に対し、裁判に参加する意義を訴えて理解していただくような広報啓発活動に力を入れてまいりたいと思っております。

次に、裁判員制度に関する講演会の回数やパンフレットの作成部数、今後の啓発活動についてのお尋ねがありました。

昨年五月に裁判員法の成立以来、私自身、三回にわたりタウンミーティングで聴衆と直接対話をし、また、法務省関連の講演会を約二十五回開催し、聴衆の数は延べ約四千六百人でした。それ以外に、把握している限りでも、各地の検察庁で行つた講演・説明会や、検察庁の職員が各地の学校に向いて行つたいわゆる出前教室は合わせて約百五十回、聴衆の数は延べ一万八千人余り以上ております。

また、法務省は、最高裁判所及び日本弁護士連合会との連携の下に、昨年の九月に広報啓発用のパンフレットを作成しました。このパンフレット

は、当初三者で合計二十二万部を作成しましたが、その後三十一万部を増刷いたしております。

議員御指摘のとおり、戦前に陪審制度が導入された際には、全国各地で地方裁判所長や検事正が率先して講演を行なうなど、熱心な啓発活動が行われたものと承知しております。時代背景は違うものの、啓発活動に懸ける情熱は是非見習うべきものであると考えております。

法務省では、裁判員制度の広報用ビデオを作成し、近日公開することとしており、今後とも更に積極的な広報啓発活動を推進してまいります。

次に、国民の治安に対する心配を解消するための監獄法改正のポイントについてお尋ねがございました。

国民が安心して暮らせる安全な社会を再生するためには、受刑者を改善更生させ、円滑に社会復帰させることが重要であると考えられますが、現行の監獄法にはこのような理念に基づく処遇方法が定められていません。

この法案においては、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、作業のほか、改善指導及び教科指導を矯正処遇として行うこととし、さらには、改善指導を行うに当たっては、改善更生及び円滑な社会復帰に支障となる事情の改善に資するよう特に配慮しなければならないこととしているところであります。

次に、刑事司法の在り方についてお尋ねがございました。

国民が安心して暮らせる安全な社会を再生するためにも、受刑者の眞の意味での改善更生及び社会復帰を促進することは非常に重要であり、法案においても、これを受刑者待遇の基本理念としております。

しかしながら、このことは御指摘の大きな刑事司法を否定するものではなく、犯罪が発生した場合に検挙すべきものは迅速に検挙し、適正な科刑を実施することもまた重要であり、その上で、個々の受刑者の再犯を防止するための取組も十分に行つていくことが肝要であると考えております。

次に、受刑者の個別処遇の原則についてお尋ねがありました。

個別処遇とは、個々の受刑者ごとの特性及び環境的条件に応じて、その受刑者にとって最も適切な処遇を行うということであり、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を効果的に図る上で極めて重要な処遇原則であると考えております。

法案の第六十一条においてもその趣旨を定めているところでありますが、御指摘の修正は、この点をより明確にするためになされたものと受け止めています。

次に、個別処遇に向けた行刑施設職員のよりきめ細やかな対応や処遇の判断基準の明確化への取組についてお尋ねがありました。

矯正処遇を行うに当たっては、収容開始時に心理技官等が行う受刑者の資質などに関する調査結果を基に個々の受刑者ごとに処遇要領を作成することができるよう、専門性を向上させるための研修を充実させるなどして職員のきめ細かな対応を実施してまいりたいと考えております。また、受刑者の個々の特性や問題性に応じた矯正処遇が実施できるよう、受刑者を分類する基準にも検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、職員の拡充に関するお尋ねがありまし

てどの程度の負担率とすべきかを定めることは困難ですが、法務省といたしましては、行刑施設の常態的な過剰収容に伴い、これまで職員の増員、業務の民間委託などの対策を進めてきたところであり、この法案の求める矯正処遇を実現するためにも、引き続き必要な人的体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、過剰収容問題に対する具体的な指針についてお尋ねがございました。

これまで、法務省等の過剰収容状態の解消のため、刑務所等の収容棟の増築工事等による収容能力の拡大を図ってきており、平成十六年度も約六千人分の収容能力増強のための工事を行つてきましたが、平成十六年度の補正予算及び本年度予算においても、P-F-I手法を活用した刑務所の整備を含め、刑務所等の収容能力を七千三百人以上増強することとしており、これらが完成した暁には過剰収容状態の緩和に大きく役立つものと期待しているところであります。

しかししながら、最近の犯罪情勢等から見れば、刑務所等の収容状態は依然として厳しい状態が続くものと予想されることから、今後とも収容能力の拡充に努めてまいります。

次に、改善指導等の充実に取り組む姿勢についてお尋ねがありました。

改善指導等は、刑務所作業とともに極めて重要なと考へておりますので、個別の必要性に応じて一部作業時間をそれに充てるなど、柔軟に実施することができます。

その充実につきましては、科学的、体系的なプログラムを整備していくことが肝要であると考えております。

ており、性犯罪の再犯防止に係る標準的プログラムについても、精神医学、心理学等の専門家の協力を得て策定してまいりたいと考えております。また、教育の実施に当たっては、例えば被害者の視点を取り入れた教育における犯罪被害者やその支援団体など、受刑者の改善更生に向けて専門的知識や経験を生かした指導、援助をしてくださいる民間の方々に一層の御理解をいただいてまいりたいと考えております。

さらに、教育効果につきましては、そのプログラムを受講したことが出所後の再犯防止に実際に効果があつたかどうかについて把握する必要はあると考えておりますので、プライバシーの問題に配慮をしつつ、具体的にどのような方策があり得るのかについて、現場へのフィードバックの方法も含め、検討してまいりたいと考えております。以上のとおり、この法案の求める矯正処遇を実現するために、専門的知識を有する職員の確保を始め、民間委員の拡充等により、必要な人的・物的体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

二問はお尋ねがございませんでしたので、そのものを省かしていただきたいです。次に、受刑者の声を第三者に届かせるという観点から、不服申立て制度についてお尋ねがございました。

まず、法制上の違いについてですが、現行監獄法には、受刑者が萎縮せずに不服申立てをすることができるようにするための規定が置かれていなければなりません。一方で、申立ての内容を受刑施設の職員に秘密にできるよう必要な措置を講じなければならないこと、不服申立てをし

たことを理由に受刑者に対し不利益な取扱いをしないことを規定しております。

また、刑事施設審査委員会に関しては、被収容者が委員会に對して提出する書面は検査をしてはならないことを規定している上、委員による被収容者は別として、職員が立会いをすることはできないこととしております。

さらに、不服申立ての方法の事前の告知については、法案に定めているところに従い、収容の開始に際して書面で行うこととはもとより、受刑者がらの求めがあつたときは教示するようにならうとしております。

なお、申立てについては、第三者に相談できる体制の整備に關しては、受刑施設における处分の性質に照らせば、受刑者が不服申立てをするか否かを自ら決めるのに困難を伴うようなことはないと考えられることながら、必要ではないと考えております。

最後に、刑務官の研修・訓練制度に対する取扱いについてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、受刑者に対する個別処遇を徹底し、刑務所の社会復帰機能を強化するためには、教務官として更に強度な知識専門や技能の向上が不可欠であることから、今後とも、刑務官の研修及び訓練を充実させ、その人権啓発や専門性の向上に努めてまいりたいと考えております。

(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

（拍手）

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田名部匡省君。

長田名部匡省君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 「投票開始」

○議長(扇千景君) 「間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。」

○議長(扇千景君) 「投票終了」

○議長(扇千景君) 「投票の結果を報告いたしました。」

投票総数

賛成

反対

二百二十四

一百九

十五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第一 環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に關し承認を

求める件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長郡司彰君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

官 報 (号外)

〔郡司彰君登壇、拍手〕

○郡司彰君　ただいま議題となりました両案件につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、環境省設置法の一部を改正する法律案は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな施策を実施するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所という二系統の地方組織を統合し、環境省に地方支分部局として地方環境事務所を設置しようとするものであります。

次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件は、ただいまの環境省設置法の一部を改正する法律案によりまして、環境省に地方環境事務所を設置することについて国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、両案件を一括して議題とし、地方環境事務所の体制の充実強化、地域に軸足を置いた廃棄物不法投棄対策、地球温暖化対策などの環境施策の積極的展開等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、両案件を順次採決の結果、法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、承認案件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君)　これより採決をいたします。

まず、環境省設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君)　間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君)　投票の結果を報告いたしました。(拍手)

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(扇千景君)　間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君)　投票の結果を報告いたしました。(拍手)

よつて、本案は全会一致をもつて承認することと決しました。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(扇千景君)　間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君)　投票の結果を報告いたしました。(拍手)

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(扇千景君)　間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君)　投票の結果を報告いたしました。(拍手)

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(扇千景君)　間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君)　投票の結果を報告いたしました。(拍手)

よつて、本案は可決されました。(拍手)

官報(号外)

〔中川義雄君登壇、拍手〕

○中川義雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の水産動物に関する疾病の海外からの侵入と国内における蔓延のリスクの高まりを踏まえ、輸入防疫及び国内防疫の両制度を強化しようとするものであります。

委員会におきましては、養殖業の現状と疾病の発生状況、輸入許可に当たつての管理命令等の適切な実施の確保、特定疾病が発生した際の養殖業者への経営支援等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しても附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

賛成

反対

投票総数

二百二十二
百二十三
九十九

○議長(扇千景君) 日程第六 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岸宏一君。

○議長(扇千景君) まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岸宏一君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本法律案は、厚生年金保険法、国民年金法及び健康保険法の規定に基づき設置してきた年金福祉施設等の整理合理化を進めるため、五年間に限つて、これらの譲渡等の業務を行う独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立することとし、その名称、目的及び業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、施設を譲渡・売却するに当たつて地方自治体や地域住民等の意向を反映させることの必要性、施設従業員の雇用確保策、厚生年金病院の今後の在り方等について質疑を行ふとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十時五十九分散会

出席者は左のとおり。

議員	近藤 正道君	議長	扇 千景君
	又市 征治君	副議長	角田 義一君
	谷合 正明君		鷗淵 洋子君
	坂本由紀子君		大田 昌秀君
	浮島とも子君		西田 実仁君
	浜田 昌良君		渕上 貞雄君
	小泉 昭男君		山本 香苗君
	遠山 清彦君		福本 潤一君
	松 あきら君		山谷えり子君
	澤 雄二君		加藤 修一君
	佐藤 昭郎君		山口那津男君
	龟井 郁夫君		荒木 清寛君
	弘友 和夫君		渡辺 孝男君
	岸 宏一君		木村 仁君
	福島みづほ君		常田 享詳君
	山下 栄一君		浜津敏子君
	魚住裕一郎君		白浜 一良君
	谷川 秀善君		小野 清子君
	山崎 正昭君		魚住 汎英君
	風間 舂君		南野知恵子君
	草川 昭三君		柏村 武昭君
	太田 豊秋君		小泉 顯雄君
	竹中 平蔵君		中川 雅治君
	西銘順志郎君		二之湯 智君
	福島啓史郎君		野村 哲郎君
	末松 信介君		北川イッセイ君
	中村 博彦君		岸 信夫君
	西島 英利君		河合 常則君
	小池 正勝君		

官 報 (号 外)

平成十七年四月二十日 参議院会議録第十七号

議長の報告事項

議長の報告事項	去る十三日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員	内閣委員
法務委員	法務委員
辞任	辞任
神本美恵子君	小川 敏夫君
未松 信介君	福山 哲郎君
補欠	補欠
財政金融委員	農林水産委員
辞任	辞任
尾立 源幸君	大久保 勉君
福山 哲郎君	岩本 司君
補欠	補欠
国土交通委員	農林水産委員
辞任	辞任
小川 敏夫君	神本美恵子君
関谷 勝嗣君	未松 信介君
岩本 司君	大久保 勉君
補欠	補欠
環境委員	
辞任	
福山 哲郎君	尾立 源幸君
補欠	
同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。	同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。
国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(第百五十九回国会衆第一四四号)	国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(第百五十九回国会衆第一四四号)

官報(号外)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国連人権委員会におけるキューバ人権非難決議等に關する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第一三号)

同日議長は、マーガレット・ワイルソン・ニュージーランド國會議長より、同議長のニュージーランド國會議長就任に際し發送した祝電に対する礼状を接受した。

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

岩城 光英君

司君

神本美恵子君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

平蔵君

西田 吉宏君

新平君

福山 哲郎君

二之湯 智君

竹中 平蔵君

一、民間都市再生整備事業計画の認定に当たつては、市町村の創意と工夫による都市再生の推進に支障が生じることのないよう、市町村の意見を尊重するとともに、当該地域における伝統や文化及び良好な都市環境や景観の創造・保全に十分留意すること。

二、民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業に対する民間都市開発推進機構の支援措置については、情報公開を適切に行いその透明性を確保するとともに、事業評価を厳正かつ的確に行い結果を公表すること。また、民間都市開発推進機構の運営状況や財務内容についての情報公開を積極的に進めるとともに、事務・事業や組織のあり方を検討すること。

三、区画整理会社による土地区画整理事業の施行に当たつては、地権者及び地域住民からなる協議会組織を設ける等、事業に地権者の意見が反映できるよう特段の配慮をすること。また、区画整理会社については、経営や財務の健全性確保について適切な指導監督が行われるよう配慮するとともに、方が一区画整理会社による事業の継続が困難になつた場合には、地権者等の権利の保全が確實に行われるよう万全を期すこと。

四、土地区画整理事業においては、地価の下落等により保留地の価格設定や売却が困難な事例が増加し、土地区画整理組合等の経営が悪化しているところがあることから、経営の見直しにかけて適切な支援を行い、事業の健全性の確保に配慮するとともに、今後は、密集市街地の解消など既成市街地の再生に重点を置いた活用に努めること。

五、地方都市においては、空き店舗の増加が相次ぐなど中心市街地が衰退傾向にあることから、

その原因の分析及び関係法律を含む各種支援策の有効性についての検証を行うとともに、中心市街地の活性化を図るために、予算、税制及び

「まちづくり三法」等の適切な見直しの必要性について早急に検討すること。

右決議する。

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

条→第七十一条)」に改める。

第一十一条第一項中「区域(以下)の下に」この節において」を加える。

第二十五条第一項及び第三項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第二十一条第一項の変更の認定」を「認定計画の変更」に改める。

第二十九条の見出しを「民間都市機構の行う都市再生事業支援業務」に改め、同条第一項中「この法律の目的を達成するため」を「民間事業者による都市再生事業を推進するため」に改め、同項第二号中「以下この条」を「次号及び第七十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「含む。」と、「を「含む。以下この号において同じ。」と、「同項」とあるのは「第十一條第一項」と、「に改める。

第三十条第一項中「第一条第七項」を「第一条第八項」に改める。

第三十三条第二項中「及び」を「並びに」に改め

る。第三十一条第一項中「第三十九条第一項前段」の下に「第五十一条の二第一項前段、第五十一条の十第一項前段」を加える。

第五章の章名中「基づく」を「係る」に改める。

第六十六条第一項中「第二十五条」の下に「又

は第六十七条」を加え、同条を第七十五条とする。

第六十五条を第七十四条とし、第六十四条を第七十三条とし、第六十三条を第七十二条とする。

第五章中第三節の次に次の一節を加える。

第四節 民間都市再生整備事業計画の認定等

(民間都市再生整備事業計画の認定)

第六十三条 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地(水面を含む。)の区域(以下「整備事業区域」という。)の面積が政令で定める規模以上のもの(以下「都市再生整備事業」という。)を都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生整備事業に関する計画(以下「民間都市再生整備事業計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間都市再生整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備事業区域の位置及び面積
二 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要

三 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者

四 工事着手の時期及び事業施行期間

五 用地取得計画

六 資金計画

七 その他国土交通省令で定める事項

(民間都市再生整備事業計画の認定基準等)

第六十四条 国土交通大臣は、前条第一項の認定(以下「整備事業計画の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る民間都市再生整備事業計画が次に掲げる基準に

(都市再生特別措置法の一部改正)
第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「基づく」を「係る」に、「第六章 雜則」
(第六十三条—第六十六条)を「第四章 雜則」
(第七十二条—第七十五条)の認定等(第六十三

適合すると認めるときは、整備事業計画の認定をることができる。

一 当該都市再生整備事業が、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものであり、かつ、当該都市再生整備計画の区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められること。

二 整備事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合するものであること。

三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該都市再生整備事業を都市再生整備計画に記載された事業と一体的かつ確実に遂行するために適切なものであること。

四 当該都市再生整備事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 土地交通大臣は、整備事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聽かなければならない。

3 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該都市再生整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者(以下「公共施設の管理等」という。)の意見を聽かなければならない。

(整備事業計画の認定の通知)

第六十五条 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係

市町村、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知することともに、整備事業計画の認定を受けた者(以下「認定整備事業者」という。)の氏名又は名称、事業施行期間、整備事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(民間都市再生整備事業計画の変更)
第六十六条 認定整備事業者は、整備事業計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画(以下「認定整備事業計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。
第六十七条 國土交通大臣は、認定整備事業者に対し、認定整備事業計画(認定整備事業計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る都市再生整備事業(以下「認定整備事業」という。)の施行の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第六十八条 認定整備事業者の一般承継人又は認定整備事業者から認定整備事業計画に係る整備事業区域内の土地の所有権その他当該認定整備事業の施行に必要な権原を取得した者は、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定整備事業者が有していた整備事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。

2 不動産特定共同事業法第二条第二項に規定する不動産取引(認定整備建築物等を整備し、又は整備された認定整備建築物等を取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。)を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資

ハ 不動産特定共同事業法第二条第二項に規定する不動産取引(認定整備建築物等を整備し、又は整備された認定整備建築物等を取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。)を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資

二 信託(受託した土地に認定整備建築物等を整備し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。)の受益権の取得

ホ イからニまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

二 認定整備事業者に對し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。

二 認定整備事業の施行に要する費用の額の範囲内に限る。)について支援すること。

イ 認定整備事業者(専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社又は有限会社に限る。)に対する出資

2 前項の規定により、民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十一條第一項及び第十二条中「第四条第一項各号」とあるのは第四条第一項各号及び都市再生特別措置法第七十一条第一項各号」と、民間都市開發法第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法第七十一条第一項第一号」と、民間都市

平成十七年四月二十日 参議院会議録第十七号

一四

開発法第二十条第一号中「第十一條第一項」とあるのは「第十一條第一項都市再生特別措置法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。」と、「同項」とあるのは「第十一條第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条(都市再生特別措置法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

一 土地区画整理事業の施行を主たる目的とするものであること。
二 株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものであること。
三 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、株式会社にあつては総株主の、有限会社にあつては総社員の議決権の過半数を保有していること。

第十九条の次に次の二条を加える。
(事業計画の案の作成及び組合員への周知等
第十九条の二 第十四条第二項の規定により設立された組合は、同条第三項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を作成し、国土交通省令で定めるところにより、説明会の開催その他組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

8 理事は、毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録を当該承認を得た日から二週間以内に、都道府県知事に提出しなければならない。

9 理事は、組合員から總組合員の十分の一以上との同意を得て会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求があつた場合においては、正当な理由がない限り、これを拒んではならぬ。

3 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業

四 前号の議決権の過半数を保有している者

前項の総合員は、同項の事業計画の案は、一
二意見がある場合に於ては、同一の通

第三十二条第三項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第八項本文中「少くとも」を「少な

(土地区画整理法の一部改正)

施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有する借地権の目的となつて、いるその区域内の宅地の地積との合計が、

3 組合は、前項の規定により意見書の提出が
令で定めるところにより、組合に意見書を提出
することができる。ただし、事業基本方針等
において定められた事項については、この限
りでない。

9 理事は、少なくとも通常総会の会議を開く日の五日前からその会議を開く日までの間、当該通常総会の承認を求めるとする事業報告書、又支弁草書及びオレンジを主とする事務

二条—第六十五条)」を「第三節 都道府県及び区画整理会社

となつてゐる宅地の総地積との合計の三分の一以上であること。この場合において、これらの者が宅地の共有者又は共同借地権

あつたときは、その意見書に係る意見を勘案し、必要があると認めるときは事業計画の案に修正を加えなければならない。

告書、収支決算書及び財産目録を主たる事務所に備え付けておかなければならぬ。

理事は、組合員から前項の書類の閲覧又は謄写の請求があつた場合においては、正当な

市町村(第五十二条第一項)第六十五条】
四節 國土交通大臣」を「第五節 國土交通大臣」に、「第五節 独立行政法人都市再生機構等」を「第六節 独立行政法人都市再生機構等」に、「第一百四十六条」を「第一百四十七条」に改め

者であるときは、当該宅地又は借地権の目的となつてゐる宅地の地積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地権の目的となつてゐる宅地について当該者が有する宅地又は借地権の目的となつてゐる宅地の地積とみなす。

4 組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、前三項の規定による組合の事務は、第十四条第二項の規定による認可を受けた者が行うものとする。第二十一条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「法令」の下に「(事業計画)」

第三十九条第二項中「本項」を「この項」に改め、「除くほか」に改め、「除く外」を「除くほか」に改め、「同条第二号及び第十一号」を「同条第十号」に改める。

3 宅地について所有権又は借地権を有する者

第三十三条の見出し中「及び」を「又は」に改め

前条第三項の規定による者が、府県知事の命令を含む。」を加え、同条第二項中「一に」「いすれかに」に改め、同条第三項中「この項」を「この条」に改め、同条第七項中「第

第三十九条第二項中「本項」を「この項」に改め、「申告について」の下に、「第十九条の二の規定は事業基本方針の変更についての認可を受けて事業計画を定めようとする組合について」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に

は、当該所有権又は借地権の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

第十六条第二項中「施行地区」の下に「(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)」を加える。

一項の公告」を「第三項の公告」に改める。
第二十八条中第八項を第十項とし、第七項の
次に次の二項を加える。

る。
を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に
改め、同条第四項中「この項」を「この条」に改め

二 申請手続が法令に違反していること。

三 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令(前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。

四 市街地とするのに適当でない地域又は土地整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。

五 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないことを。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地整理事業として行われる同法第四条第十二項に規定する開発行為が同法第三十四条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第五十一条の二第一項に規定する認可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第五十一条の二第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業実行期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他国土交通省令で定める事項を公表し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

4

市町村長は、第五十一条の十三第四項において準用する前項、第一百三十三条第四項又は第二十五条の二第五項の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

5

第三条第三項の規定による施行者(以下「区画整理会社」という。)は、第三項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することがで

(規準又は事業計画の変更)

第五十一条の十 区画整理会社は、規準又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならぬ。

2 第七条の規定は事業計画を変更しようとする区画整理会社について、第五十一条の六の規定は規準又は事業計画の変更についての認可を申請しようとする区画整理会社について、第五十一条の七の規定は新たに施行地区

となるべき区域がある場合にこの項において準用する第五十一条の六に規定する同意を得ようとする区画整理会社及び新たに施行地区となるべき区域の公告があつた場合における借地権の申告について、第五十一条の八の規定は規準又は事業計画の変更(政令で定める

軽微な変更を除く。)について前項に規定する認可の申請があつた場合について、前条の規定は同項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合について

第六、第五十二条の七第一項及び第五十二条の八第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第五十二条の六中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第五十二条の七第二項中「第五十二条の六」とあるのは「第五十二条の十第二項において準用する第五十二条の六」と、前条第一項第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと」こと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とあるべき区域」とあるべき区域」とする」と、同条第三項中「を公表し」とあるのは「についての変更に係る事項を公表し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第五項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準又は事業計画を変更しようとする」と読み替えるものとする。

(承継)

3 区画整理会社は、施行地区的縮小又は費用の分担に関し、規準又は事業計画を変更しようとする場合において、その区画整理会社に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

(区画整理会社の合併又は事業の譲渡等)

第五十二条の十一 区画整理会社の合併若しく

は分割又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けは、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第五十一条の二第一項後段の規定は前項に規定する認可の申請をしようとする者について、第五十二条の九の規定は同項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第五十二条の二第一項後段中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第五十二条の九第一項中「次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき」とあるのは「次の各号(第三号及び第四号を除く。)のいずれかに該当する事実があると認めるとき又は規準若しくは事業計画の変更を伴うとき」と、同項第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと」。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とあるべき区域」とあるのは、「施行地区」とする

とあるのは「でない」とする

第五十二条の十二 区画整理会社の合併若しくは分割(当該土地区画整理事業の全部を承継させるものに限る。)又は区画整理会社の施行する土地区画整理事業の全部の譲渡があつた場合において、合併後存続する会社、合併により設立された会社若しくは分割により土地区画整理事業を承継した会社又は土地区画整理事業の全部を譲り受けた者は、土地区画整理事業の施行者の地位及び従前の区画整理会社が土地区画整理事業に関する有する権利

義務(従前の区画整理会社がその土地区画整理事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(「土地区画整理事業の廃止又は終了」)

第五十一条の十三 地区区画整理会社は、地区区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

この場合において、区画整理会社がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならぬ。

2 都道府県知事は、第五十一条の四において指定された第六条第二項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地についての第一百十七条の二第一項に規定する指定期間を経過した後でなければ、前項に規定する地区区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上に支障がないと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることができる。

3 区画整理会社は、地区区画整理事業を廃止しようとする場合において、その区画整理会社に土地区画整理事業のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

4 第五十一条の九第三項(図書の送付に係る

部分を除く。)及び第五項の規定は、第一項に規定する認可をした場合の公告について準用する。この場合において、同条第五項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは、「地区区画整理事業の廃止又は終了をもつて」と読み替えるものとする。

第七十二条の見出し中「立人等」を「立入り等」に改め、同条第一項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に、「又は組合」を「組合、同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は組合又は区画整理会社」に改め、同条第二項ただし書き中「但し、前項前段」を「ただし、同項前段」に改め、同条第三項中「立入」を「立入り」に改め、同条第五項中「事由」を「理由」に、「立入」を「立入り」に改め、同条第六項中「当り」を「当たり」に改め、同条第七項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第七十三条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第三項ただし書き中「但し」を「ただし」に、「附された」を「付された」に改め、同条第七項中「何時でも」を「いつでも」に、「又は組合」を「組合又は区画整理会社」に改め、同条第九項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め

る。

第七十七条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第三項ただし書き中「但し」を「ただし」に、「附された」を「付された」に改め、同条第七項中「何時でも」を「いつでも」に、「又は組合」を「組合又は区画整理会社」に改め、同条第九項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め

る。

第七十八条第一項中「及び組合」を「組合及び区画整理会社」に、「組合が第二項」を「組合又は区画整理会社が同項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、同条第二項中「定款」とあるのは「定款又は規準」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替えるものとする。

第七十六条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「本項」を「この項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第三条第三項又は第四項」を「第三条第四項」とし、「第三条第四項」を「第三条第三項」に改め、同項第六項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第七項中「且つ」を「かつ」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第八十五条第二項中「第三十九条第二項」の下に「及び第五十二条の七第二項(第五十二条の十二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四項中「施行者」を「個人施行者以外の施行者」に改め、「定款」の下に「規準」を加える。

第七十六条第二項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に改める。

第七十七条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第三項ただし書き中「但し」を「ただし」に、「附された」を「付された」に改め、同条第七項中「何時でも」を「いつでも」に、「又は組合」を「組合又は区画整理会社」に改め、同条第九項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め

る。

第七十八条第一項中「及び換地計画」を「換地計画」に改め、「個人施行者について」の下に「第二項」の下に「第五十二条の四」を加える。

第八十六条第一項中「組合」の下に「区画整理会社」を加え、同条第二項中「又は組合」を「組合又は区画整理会社」に改め、同条第三項中「て、い触して」を「抵触して」に改める。

第八十八条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第三号中「て、い触して」を「抵触して」に改める。

第八十九条第一項中「個人施行者について」の下に「第二項」の下に「第五十二条の六」に改め、同条第一項を「第八条第一項及び第五十条第一項」に改め、同条第五項本文中「本項」を「この項」に改め、同項ただし書き中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第七項中「且つ」を「かつ」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第九十条第一項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に改める。

第九十二条第一項中「第三条第三項若しくは

官 報 (号 外)

第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に改める。

第九十三条第一項及び第二項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第五項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第九十五条第一項中「の各号」を削り、同条第五項中「特別の定」を「特別の定め」に改め、同条第六項中「代るべき」を「代わるべき」に改め、同条第七項中「第三条第二項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改める。

第九十六条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項及び第三項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改める。

第九十七条第一項中「組合」の下に「区画整理会社」を加え、「又は組合」を「組合又は区画整理会社」に改め、同条第三項中「第八十六条第十四項」を「第五十一条の六の規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社について、第十八条第四項」に改め、「おいて」の下に「第五十二条の六中「施行地区となるべき区域」とあるのは「換地計画に係る区域」と」を加え、「「その」を「その」に改める。」

第九十八条第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条第三項中「第一項後段」を「同項後段」に、「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 区画整理会社は、第一項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合には、あらかじめ、その指定について、施行地区内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてはいるその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつてはいる宅地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第九十九条第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条第二項中「前条第四項に」を「同条第五項に」に、「前条第四項及び第五項を「同項及び同条第六項に」、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第三項中「基き」を「基づき」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第一百三条第三項中「組合」の下に「区画整理会社」を加える。

第一百八条第一項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第二項中「第三条第三項又は第四項」を「第三条第四項又は第五項」に改める。

第一百九条第一項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第二項中「聞かなければ」を「聽かなければ」に改める。

区画整理会社は、第一項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について、施行地区内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてはいるその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつてはいる宅地の総地積との合計の三分の二以上でなければならぬ。

第百十一条第二項中「附して」を「付して」に改め、同条第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項の規定による施行者は規準で定めるところにより、同条第四項若しくは第五項、第四項を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第五項中「第三条第三項若しくは第四項」を「同条第七項中「第三条第二項」の下に「又は第三項」を「先立つ」に改め、同条第六項中「先だつ」を「先立つ」に改め、「同条第七項中「第三条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十一条第一項及び第三項中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替えるものとする。

第一百十条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第一百十七条の二第二項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第一百八十八条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改める。

第一百十九条第一項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、「因り」を「より」に改める。

第一百二十三条第一項中「組合」の下に「区画整理会社」を加え、「又は組合」を「組合又は

「第一百十条第二項中「附して」を「付して」に改め、同条第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「同条第三項若しくは第四項」を「同条第三項の規定による施行者は規準で定めるところにより、同条第四項若しくは第五項」に改め、同条第五項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第六項中「先立つ」を「先立つ」に改め、同条第七項中「第三条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十一条第一項及び第三項中「組合」とあるのは「組合又は区画整理事業会社」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者

「区画整理会社」に改める。
第一百二十五条の次に次の二条を加える。

規定する個人施行者をいう。以下この項において同じ。)、土地区画整理組合又は区画整理会社(同法第五十一条の九第五項に規定する区画整理会社をいう。以下この項において同じ。)に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「又は土地区画整理組合」を「土地区画整理組合又は区画整理会社」に改め、同号イ及びロ中「第十六条第一項の下に「及び第五十五条の四」を加え、同号を同項第二号とし、同項第五号中「次号」を「以下の条」に「又は土地区画整理組合」を「土地区画整理組合又は区画整理会社」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第一号又は前三号に掲げる」を「前三号に規定する」に、「施行者をいう。以下この号」を改め、「土地をいう。以下この号」の下に「及び次条第五項」を加え、「施行者又は施行者である土地区画整理組合の組合員」を「次のいずれかに該当する者」に改め、同号に次のように加える。

イ 施行者

ロ 土地区画整理組合の組合員

ハ 株式会社である区画整理会社の株主又は有限会社である区画整理会社の社員

(当該区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行地区内の宅地(土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をい、保留地を除く。)について所有権又は借地権(同条第七項に規定する借地権をいう。)を有する者に限る。)

第一条第四項第六号を同項第四号とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、

規定する個人施行者をいう。以下この項において同じ。)、土地区画整理組合又は区画整理会社をいう。以下この項において同じ。)に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「又は土地区画整理組合」を「土地区画整理組合又は区画整理会社」に改め、同号イ及びロ中「第十六条第一項の下に「及び第五十五条の四」を加え、同号を同項第二号とし、同項第五号中「次号」を「以下の条」に「又は土地区画整理組合」を「土地区画整理組合又は区画整理会社」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第一号又は前三号に掲げる」を「前三号に規定する」に、「施行者をいう。以下この号」を改め、「土地をいう。以下この号」の下に「及び次条第五項」を加え、「施行者又は施行者である土地区画整理組合の組合員」を「次のいずれかに該当する者」に改め、同号に次のように加える。

第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 国は、地方公共団体に対し、土地区画整理組合が国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るために措置を講じたにもかかわらず、その施行する土地区画整理事業を遂行することができないと認められるに至つた場合において、当該地方公共団体が、その施行地区となつてゐる区域について新たに施行者となり、土地区画整理法第二百二十八条第二項の規定により当該土地区画整理組合から引き継いで施行することとなつた土地区画整理事業(前項第一号から第三号までに規定する土地区画整理事業で、施行地区的面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る)に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てる資金を貸し付けることができる。

第一条第一項中「若しくは第六項の規定による貸付金又は同条第四項の規定による貸付金のうち同項第二号の」を「又は第七項の規定による」に、「同条第二項若しくは第六項」を「同条第二項若しくは第七項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第三項から第六項まで又は第八項の規定による貸付金は、無利子とする。

第二条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、

第一条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第四項の表の一の項中「又は第三号から第五号」を「から第三号」に改め、「二の項」の下に「及び三の項」を加え、「又は第二十一条第三項」を「第二十二条第三項又は第五十五条の九第三項」に改め、「あつた日」の下に「(土地区画整理組合が国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行を図るために措置を講じたにもかかわらず、工事その他国土交通省令で定める主要な部分が相当期間にわたり実施されない土地区画整理事業で、当該主要な部分を実施するために事業計画を変更したもの)を施行する場合における当該土地区画整理組合に対する貸付金(二の項において「特定貸付金」という。)にあつては、当該事業計画の変更に係る同法第三十九条第四項の規定による公告があつた日(二の項において「変更公告の日」という。)」を加え、同表の二の項中「又は第三号から第五号」を「から第三号」に改め、「対するもの」の下に「(三の項に掲げるものを除く。)を、「十二年」の下に「(特定貸付金にあつては、変更公告の日の翌日から起算して十年)を加え、同表の三の項を次のように改める。

二	前条第三項第一号の貸付金のうち施	二十五年以内(据置期間を含む。)	十年以内	均等半年賦償還

附則第四十四条第一項中「第七項」を「第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

審査報告書

環境省設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月十九日

環境委員長 郡司 彰
参議院議長 扇 千景殿

目次中 第二章 環境省に置かれる職及び機関
　　第三節 特別な職(第六条) 第十一条
　　第四節 雜則(第十二条)
　　第二節 環境省に置かれる職及び機関
　　第三節 特別な職(第六条) 第十条
　　第四節 地方支分部局(第十二条)」
　　第一節 委員会等(第六条) 第十一条
　　第二節 特別の機関(第十二条) 第十一条
　　第三節 地方支分部局(第十二条)」に改め
る。

第四章を削る。

第三章に次の二節を加える。

第四節 地方支分部局

(地方環境事務所)

第十二条 環境省に、地方支分部局として、地方

環境事務所を置く。

第十四条まで、第十六号から第二十一号まで及び第二十四号から第六号まで、第八号から

二 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のう

ち、第四条第四号から第六号まで、第八号から

十七号までの事務を分掌する。

は、政令で定める。

4 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定

める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(農業取締法の一部改正)

第二条 農業取締法昭和二十三年法律第八十二号の一部を次のように改正する。

第三項に改める。

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

第十三条の四に次の二項を加える。

第二十四条の次に次の二条を加える。
(権限の委任)

2 第十三条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。

第二十四条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第三条 自然公園法(昭和三十二年法律第一百六十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の次に次の二条を加える。
(権限の委任)

第五十六条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

第四条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条に次の二項を加える。
(権限の委任)

第四条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四章中第二十四条の五を第二十四条の六とし、第二十四条の四の次に次の二条を加える。

目次中「第二十四条の五」を「第二十四条の六」に改める。

第五条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六条 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第六条 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第七条 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律の一部改正

第七条 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第一百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の二条を加える。

<p>(権限の委任)</p> <p>第十六条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方農政局長に委任することができる。</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(自然環境保全法の一部改正)</p>
<p>(号外)</p> <p>第十条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十三条を削り、第四十四条を第四十三条とし、第五章中同条の次に次の二条を加える。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)</p> <p>第十五条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(化学生物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)</p> <p>第十二条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。</p>

<p>(権限の委任)</p> <p>第三十九条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(淨化槽法の一部改正)</p> <p>第十三条 淨化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十五条に次の二条を加える。</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)</p> <p>第十四条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条の見出し中「国土交通大臣」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二条を加える。</p> <p>この法律に規定する環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)</p> <p>第十五条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)</p> <p>第十八条 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十五条を次のように改める。</p>

<p>(権限の委任)</p> <p>第五十五条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(特定有害廃棄物等の輸进出口等の規制に関する法律の一部改正)</p> <p>第十六条 特定有害廃棄物等の輸进出口等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十一条を次のように改める。</p> <p>(ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正)</p> <p>第十七条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。</p> <p>(土壤汚染対策法の一部改正)</p> <p>第二十三条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十六条の次に次の二条を加える。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第二十四条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十六条の次に次の二条を加える。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第二十五条 環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十六条 環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第二十七条 環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十八条 環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第二十九条 環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)</p>

<p>(権限の委任)</p> <p>第四十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)</p> <p>第十八条 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十条の次に次の二条を加える。</p> <p>(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)</p>
--

第二十二条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第三十六条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、

地方支分部局の長に委任することができる。

(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正)

第三十三条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十

八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第三十九条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、

地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内に

おいて、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

審査報告書

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に關し承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月十九日

参議院議長 扇 千景殿 環境委員長 郡司 彰

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境行政を展開するため、環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件施行のため、別に費用を要しない。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に關し承認を求めるの件

備考

環境大臣は、一体として実施すべき事務の区域が二以上の地方環境事務所の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合には、管轄区域の特例を定めることができるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等に対する課徴金の額の引上げ、課徴金の減免制度の創設、審判手続等の見直し、犯則調査権限の導入等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

公正かつ自由な経済社会の実現には競争政策の

名 称	管 載 区 域
北海道地方環境事務所	北海道
東北地方環境事務所	仙台市 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方環境事務所	さいたま市 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都
中部地方環境事務所	名古屋市 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 愛知県
近畿地方環境事務所	大阪市 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国地方環境事務所	岡山市 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県
九州地方環境事務所	熊本市 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県
	鹿児島県 沖縄県

円」を「百万円」に改め、同項に次の各号を加える。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

イ 供給量又は購入量
ロ 市場占有率

ハ 取引の相手方

第七条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「該当する」を「該当する者である」に、「百分の六」を「百分の十」に、「百分の三」を「百分の四」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・二」に改め、同項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の三を同項第四号とし、同項第二号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

六 協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合(組合の連合会を含む)のうち、政令で定めるところにより、前各号に定める業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模のもの

第七条の二第三項中「もの」を「者」に、「前二項に定める」を「同項」、第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項の規定により計算した」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「違反行為は」を「違反行為並びに当該

会社が受けた第一項(第一項において読み替えて準用する場合を含む)の規定による命令、第十三項及び第十六項の規定による通知並びに第五十一項及び第五十二項の規定による審決(以下この項において「命令等」という。)はに、「違反行為と」を「違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された会社が受けた命令等と」に改め、同条第六項中(当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき(当該一年の経過が当該実行期間の終了した日から三年を経過する日前に到来したときは、当該三年を経過したとき))」を削り、同項ただし書きを削り、同条第五項の次に次の二項を加える。

前項の場合において、第七項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めること。

第七条の二第二項の次に次の十二項を加える。

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日(以下この条において「調査開始日」という。)の一月前の日(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為に係る事件について事前通知を受けた日。次号及び次項において同じ。)以後に

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第一項の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。)又は第十三項若しくは第十六条の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為に係る事件について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第一項の規定による命令を受けたことがある者又は第十三項若しくは第十六項の規定による審決を受けたことがある者

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日(以下この条において「調査開始日」という。)の一月前の日(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号及び次項において同じ。)以後に

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者

金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に對し、課徴金の納付を命じないものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日(第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号及び次項において同じ。)以後に

一 公正取引委員会規則で定めるところによ

り、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に

係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く)であること。

二 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者

(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く)であること。

三 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

第一項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第七項第一号又は前項第一号若しくは第二号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数が三に満たないときは、

当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者(第七項第一号又は前項第一号若しくは第二号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数が三に満たないときは、

当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者(第七項第一号又は前項第一号若しくは第二号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数と第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が三以下である場合に限る)については、第一項又は第四項から第六項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(第四十一条第一項各号に掲げる処分又は第一百二条第一項に規定する処分その他により既に公正取

引委員会によつて把握されている事実に係るものを行つた者

二 前号の報告及び資料の提出を行つた日以後において当該違反行為をしていた者以外の者

公正取引委員会は、第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は前項第一号の規定による報告及び資料の提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行つた事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知しなければならない。

公正取引委員会は、第七項から第九項までの規定のいずれかに該当する事業者に対し第一項の規定による命令又は第十三項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができること。

公正取引委員会が、第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は第九項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者に対し第一項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、第七項から第九項までの規定にかかるわらず、これらの規定は適用しない。

一 当該事業者が行つた当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容が含まれていたこと。二 前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚

し、又は他の事業者が当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

公正取引委員会は、第七項の規定により課徴金の納付を命じたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事

件について当該事業者以外の事業者に対し第一項の規定による命令をする際に(同項の規定による命令をする際には、公正取引委員会規則で定めるときまでに、第十六項において同じ)、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

公正取引委員会は、第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む)以下この項、第十七項及び第十八項において同じ)の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、

第一項、第四項から第六項まで、第八項又は第九項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。ただし、第一項、第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件につい

て当該事業者以外の事業者に対し第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む)の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七条の二第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定は、事業者が、私的独占(他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る)で、当該他の事業者(以下この項において「被支配事業者」という)が供給する商品又は役務について、次の各号のいずれかに該当するものとした場合に、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

前項中「当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額」当該行為が商品又は役務の供給を受けることによるものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額」とあるのは「当該事業者が

被支配事業者に供給した当該商品又は役務(当該被支配事業者が当該行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む)及び当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するためには、当該商品又は役務(当該被支配事業者に供給したもの)を除く)の政令で定める方法により算定した売上額」と、「(小売業についての「百分の三、卸売業についての百分の二とする。」)とあるのは「(当該事業者が小売業を営む場合は百分の三、卸売業を営む場合は百分の二とする。)」と読み替えるものとする。

一 その対価に係るもの
二 次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件につい

口 市場占有率
八 取引の相手方

前二項に規定する「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合をい

う。

第八条の二第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「届出を命じ、又は」を削り、「差止」を「差止め」に改め、同条第三項中「掲げる」を「規定する」に改め、「構成事業者が他の」を削り、「もの」を「役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者」に、「その事業者」を「当該事業者」に、「第四十八条第一項及び第二項」を「第二十六条第一項及び第五十九条第二項」に、「第七条第二項の」を「第七条第二項に規定する」に改める。

第八条の三中「第七条の二」を「第七条の二第一項、第三項から第五項まで、第七項から第十三項まで、第十七項、第十八項及び第二十一項の」に改め、「第八条第一項第一号」の下に「(不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。)」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第七条の二第一項中「事業者が」とあるのは「事業者団体が」と、当該事業者に対し」とあるのは「当該事業者団体の構成事業者」とあるのは「当該事業者が団体が」と、当該事業者と、従業員、代理人その他の者が構成事業者

である場合には、当該事業者を含む。以下この条において「特定事業者」という。)に対し」と、

同条第四項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、同条第五項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「をやめた者(次項に該当する場合を除き、当該違反行為)とあるのは」の実行としての事業活動をやめた者(当該違反行為の実行としての事業活動をやめた者(当該特定事業者)と、「当該事業者」とあるのは

七項中「納付すべき事業者」とあるのは「納付すべき特定事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団

体の特定事業者」と、「をしていた」とあるのは「の実行としての事業活動をしていた」と、同条第八項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「又は第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」とあるのは「第四項、第五項、第八項又は第九項」と読み替えるものとする。

第十五条第四項中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第五項中「第十七条の二」を「第七条の二第一項」に、「命ずるために、審判開始決定をし、又は勧告する」を「命じようとする」に、「これを「合併会社に対し、第四十九条第五項の規定による通知」に改め、同項第一号中「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、「(当該期限から起算して一年以内に本文の審判開始決定をし、又は勧告する場合に限る。)」を削り、同条に次の一項を加える。

前項第一号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該合併に関し必要な措置を命じようとするときは、同号の期限から起算して一年以内に前項本文の通知をしなければならない。

第十五条の二第六項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、「前項において」の下に「読み替えて」を加え、「審判開始決定又は勧告」を「第十七条の二第一項の規定による命令」に、「同条第四項」を「第十五条第四項及び第六項」に、「の会社」を「の会社に」とあり、及び「合併会社に」に、「する会社」を「する会社に」に改める。

第十七条の二第一項中「第九条第五項若しくは第六項、第十条」を「第十条第一項」に改め、「報告書の提出若しくは届出を命じ、又は」を削り、「若しくは一部」を「又は一部」に改め、同条第二項中「の会社に」とあり、「合併会社に」に改める。

第六項、第十条」を「第十条第一項」に改め、「報告書の提出若しくは届出を命じ、又は」を削り、「若しくは一部」を「又は一部」に改め、同条第二項中「の会社に」とあり、「合併会社に」に改める。

第十八条中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に改める。

第十九条の二を削る。

第二十六条第一項中「第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による」を「第四十九条第一項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第五十一条第一項に規定する納付命令(第八条第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。)又は第六十六条第四項の」に改め、「(これらの規定による審決がされなかつた場合にあつては、第五十四条の二第一項の規定による審決(第八条第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対する審決を除く。)が確定した後」を削り、同条第二項中「同項の」の下に「排除措置命令若しくは納付命令又は」を加え、「因つて」を「よつて」に改める。

第三十五条第三項中「第五十一条の二」を「第五七条の二第一項の規定による命令について」に、「同条第四項」を「前条第四項及び第六項」に改め、「のうち少なくとも一の会社」を削る。

第三十五条第三項中「第五十一条の二」を「第五

十六条第一項に、「して」を「指定して」に改め、
同条第七項中「一部」を「全部又は一部」に改め、
「五人以内」を削り、同項の次に次の一項を加え
る。

審判官の定数は、政令で定める。

第三十七条中「命令を以て」を「政令で」に、「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「する」とを「する」とに改め、同条第一号中「ほか」に、「従事すること」を「従事すること」とに改め、同条第二号中「行うこと」を「行う」とに改める。

第四十一条中「又は学識経験ある者」を「経験ある者その他の者」に改める。
第四十四条第一項後段を削る。

第七十条の三中「この節の規定によつてした」を「した排除措置命令及び納付命令並びにこの節の規定による」に、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に、「第五十一条の二」を「第五十六条第一項」に改め、第八章第二節中同条を第七十条の二十二とする。

第七十条の二中「第六十五条第一項」を「排除措置命令、納付命令及び第七十条の十一第一項」に、「処分その他」を「処分並びに」、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に、「第五十一条の二」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第七十条の二十一とする。

第七十条中「外」を「ほか」に、「第六十二条第一項及び第六十八条第一項」を「第七十条の六第一項及び第七十条の十四第一項」に、「命令を以てこれを」を「政令で」に改め、同条を第七十条の二十とする。

〔第七十条の十七〕に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、同条を第七十条の十九とする。

第六十九条の四第一項第二号及び第三号中「前条において」の下に「読み替えて」を加え、同条を第七十条の十八とし、第六十九条の三を第七十条の十七とし、第六十九条の二を第七十条の十六とする。

第六十九条中「審判開始決定後」を「審判手続が開始された後」に、「課徴金納付命令書」を「排除措置命令書、課徴金納付命令書、審判開始決定書」に改め、同条を第七十条の十五とする。

第六十八条第二項中「第六十三条」を「第七十条の七」に改め、同条を第七十条の十四とする。

第六十七条第一項中「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十三条」に、「もの」を「者」に改め、同条第二項中「第六十二条第二項」を「第七十条の六第二項」に改め、同条を第七十条の十三とする。

第六十六条第一項中「前条第一項に掲げる認可について」を「第十一條第一項又は第二項の認可をした場合において」に、「審決をもつて」を「審決で」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公正取引委員会は、職権で審判手続を開始することができる。

第六十六条第二項中「当該」を「排除措置命令又は第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による」に、「不当であつて公共の利益に反する」を「不適当である」に、「審決をもつて」を「審決で」に改め、同条を第七十条の十二とする。

第六十五条第一項中「審決をもつて」を「審決

〔第七十条の十七〕に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、同条を第七十条の十九とする。

第六十九条の四第一項第二号及び第三号中「前条において」の下に「読み替えて」を加え、同条を第七十条の十八とし、第六十九条の三を第七十条の十七とし、第六十九条の二を第七十条の十六とする。

第六十九条中「審判開始決定後」を「審判手続が開始された後に」、「課徴金納付命令書」を「排除措置命令書、課徴金納付命令書、審判開始決定書」に改め、同条を第七十条の十五とする。

第六十八条第二項中「第六十三条」を「第七十条の七」に改め、同条を第七十条の十四とする。

第六十七条第一項中「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十三條」に、「もの」を「者」に改め、同条第二項中「第六十二条第二項」を「第七十条の六第二項」に改め、同条を第七十条の十三とする。

第六十六条第一項中「前条第一項に掲げる認可について」を「第十一條第一項又は第二項の認可をした場合において」に、「審決をもつて」を「審決で」に改め、同項に後段として次のように加え

第六十四条の二第一項中「もの」を「者」に改め、同条第二項中「前項の規定による督促をしたときは、同項の」を「課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、当該」に、「で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により」を「(当該課徴金に係る納付命令について審判請求がされたときは、当該審判請求に対する審決書の謄本の送達の日までは年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合)で」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「もの」を「者」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、納付命令について審判請求がされたとき(第六十六条第一項の規定により当該審判請求が却下された場合を除く。次項において同じ。)は、公正取引委員会は、当該審判請求に対する審決をした後、同条第三項の規定により当該納付命令の全部を取り消す場合を除き、速やかに督促状により期限を指定して当該納付命令に係る課徴金及び次項の規定による延滞金があるときはその延滞金の納付を督促しなければならない。ただし、当該納

第六十四条の二 第一項中「もの」を「者」に改め、同条第二項中「前項の規定による督促をしたときは、同項の」を課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、「納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、当該」に、「で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により」を「(当該課徴金に係る納付命令について審判請求がされたときは、当該審判請求に対する審決書の謄本の送達の日までは年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合)」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「もの」を「者」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、納付命令について審判請求がされたとき(第六十六条第一項の規定により当該審判請求が却下された場合を除く。次項において同じ。)は、公正取引委員会は、当該審判請求に対する審決をした後、同条第三項の規定により当該納付命令の全部を取り消す場合を除き、速やかに督促状により期限を指定して当該納付命令に係る課徴金及び次項の規定による延滞金があるときはその延滞金の納付を督促しなければならない。ただし、当該納付命令についての審判請求に対する審決書の謄本が送達された日までに当該課徴金及び延滞金の全部が納付されたときは、この限りでない。

第六十四条の二を第七十条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十条の十 公正取引委員会は、第六十六条第三項の規定により納付命令の全部又は一部を取り消した場合において、取消し前の納付命令に

公正取引委員会は、前項の金額を還付する場合には、当該金額の納付があつた日の翌日からその還付のための支払決定をした日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて計算した金額をその還付すべき金額に加算しなければならない。

前条第三項ただし書及び第四項の規定は、前項の規定により加算する金額について準用する。

第六十四条中「第五十四条第一項又は第二項の」を「排除措置命令(第四十九条第七項又は第五十二条第五項の規定により確定したものに限る。)又は第六十六条第一項から第三項までの審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。)若しくは第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による。」に、「第四十六条を「第四十七条」に改め、「規定により、「の下に「これらの命令又は審決において命じ、又は維持した措置が講じられているかどうかを確かめるために必要な」を加え、同条を第七十条の八とする。

第六十三条第一項中「審決」を「排除措置命令」に、「申立て」を「申立て」に改め、同条を第七十条の七とする。

第六十二条第一項中「第五十四条第一項又は第二項の規定により、審決をもつて違反行為の差止めその他の処分を命じた場合においては」を「排除措置命令をしたときは」に、「第六十八条を「第七十条の十四」に、「当該審決」を当該排除措置命令

し、第六十条を第七十条の四とする。
第七十条の六とし、第六十一条を第七十条の五と
に「(明治三十一年法律第十四号)」を加え、同条を
令」に改め、同条第二項中「非訟事件手続法」の下

第五十九条ただし書中「但し」を「ただし」に、「審訊しなければ」を「審尋しなければ」に改め、同条を第七十条の三とする。

第五十七条第一項中「第五十四条の二第一項」を
「納付命令に係る第六十六条第三項」に改め、同条
第二項中「附記する」を「付記する」に改め、同条に
次の二項を加える。

審決は、被審人その他の名あて人に審決書
の謄本を送達することによつて、その効力を生
ずる。

定しなければ執行することができない。
第五十七条规定第七十条の二とし、第五十六条规定第七十条とする。

第五十五条第一項中「審決」を「掛合指置命令」に改め、同条を第六十九条とする。

第五十四条の三中「前二条の」を「第六十六条第一項から第四項まで及び前条の規定による」に改め、同条を第六十八条とする。

第五十四条第一項中「第三条、第六条、第八条、第九条第一項、第二項、第五項若しくは第六項、第十条、第十一项第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第六条第一項、第十七条若しくは第十九条の規定に違反する行為があると認める場合又は」を削り、

「審決をもつて」を「審決で」に改め、「第七条第一項、第八条の二第一項若しくは第三項、第十七条の二若しくは第二十条第一項又は」を削り、同条第三項中「第一項に規定する行為又は」、「同項に規定する行為又は」、「当該行為若しくは」及び「前項の規定により審決をする場合を除く。」を削り、「審決をもつて」を「審決で」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十七条とする。

第五十三条の三中「公正取引委員会は、」の下に「第八条の四第一項に係る事件について第五十三条第一項の規定により」を加え、「当該違反行為を排除し、若しくは当該違反行為が排除されたことを確保し、又は」を削り、「商品若しくは」を「商品又は」に改め、同条を第六十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十六条 審判請求が法定の期間経過後にされたものであるときその他不適法であるときは、公正取引委員会は、審決で、当該審判請求を却下する。

審判請求が理由があるときは、公正取引委員会は、審判手続を経た後、審決で、当該審判請求を棄却する。

公正取引委員会は、前項の規定により原処分の全部又は一部を取り消す場合において、当該原処分の時までに第三条、第六条、第八条第一項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一條第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条规定する行行為又は」、「当該行為若しくは」及び「前項の規定により審決をする場合を除く。」を削り、「審決をもつて」を「審決で」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十七条とする。

第五十三条の三中「公正取引委員会は、」の下に「第八条の四第一項に係る事件について第五十三条第一項の規定により」を加え、「当該違反行為を排除し、若しくは当該違反行為が排除されたことを確保し、又は」を削り、「商品若しくは」を「商品又は」に改め、同条を第六十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十六条 審判請求が法定の期間経過後にされたものであるときその他不適法であるときは、公正取引委員会は、審決で、当該審判請求を却下する。

審半請求が理由がないときは、公正取引委員会は、審判手続を経た後、審決で、当該審判請求を棄却する。

審判請求が理由があるときは、公正取引委員会は、審判手続を経た後、審決で、原処分の全部又は一部を取り消し、又はこれを変更する。

公正取引委員会は、前項の規定により原処分の全部又は一部を取り消す場合において、当該原処分の時までに第二条、第六条、第八条第一

項 第九条第一項若しくは第二項 第十一条第一項

一部を改正する法律案

第五十三条の二の二中「第五十一条の二」を第五十六条第一項に、「一部」を「全部又は一部」に、「第四十九条第二項」を「第五十二条第三項」

に、「事件であつて、当該事件」を「場合において、右表のナミー、「事件」、「場合」

（二）当該紙幣命令に、一第四十八条第四項 次条
又は第五十四条の規定による審決がされているものについて」を「の排除措置命令に係る審決において」当該違反行為が認定されているとき」に改め、
同条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十四条 公正取引委員会又は審判官は、適當と認めるときは、職権で、審判手続を併合し、又は分離することができる。

第五十三条の二第一項中「刑事訴訟法」の下に「(昭和二十三年法律第百三十一号)」を加え、「審訊し」を「審尋し」に改め、同条第二項中「審訊を

審尋」に改め、同条を第六十二条とする。

い。 ように改める。
審判においては、公正取引委員会規則で定め
るところにより、調書を作成しなければならな

第五十三条を第六十一条とする。
第五十二条の三を削る。
第五十二条の二中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、同条を第六十条とする。
第五十二条第一項中「排除等の措置又は第七条

の二第一項（第八条の三において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命ずることを「した原処分又は第八条の四第一項の規定により命じようとする措置」に、「審訊し」を「審尋し」に、「命じ、若しくは」を「命じ、」に、「検査する」を「検査し、若しくは調査を嘱託する」に、「審訊する」を「審尋し、若しくは調査を嘱託された者に質問する」に改め、同条第二項を次のように改める。

納付命令に係る審判手続において、被審人（第八条第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者を除く。以下この項において同じ。）又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納付命令に係る違反行為（第三号の場合にあつては、当該認定に係る部分に限る。）の不存在を主張することができない。

一 第四十九条第七項の規定により納付命令に係る違反行為についての排除措置命令が確定したとき。

二 被審人又はその代理人が納付命令に係る違反行為についての排除措置命令について、審判請求を取り下げたとき。

三 納付命令に係る違反行為についての排除措置命令に係る審決において、当該違反行為の全部又は一部が認定されたとき。

第五十二条を第五十九条とする。

第五十一条の三中「第四十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、「立ち会い」の下に「原処分の原因となる事実及び法令の適用並びに原処分が相当であること（当該審判が第八条の四第一項に係る事件についての審判である場合にあつては、独占的状態に該当する事実）について主張し

を加え、同条に次の二項を加える。

審査官は、前項の場合において、原処分の原因となる事実及び法令の適用(当該審判が第八条の四第一項に係る事件についての審判である場合にあつては、独占的状態に該当する事実)について変更(公正取引委員会規則で定める範囲のものに限る。)の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第五十一条の三を第五十八条条とする。

第五十二条第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、第五十二条第三項の規定により審判手続を開始するときは、審判請求をした者に対し、その旨を記載した審判開始通知書を送付しなければならない。

第五十二条第一項若しくは第二

項(第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第三項、第八条の四第一項、第十七条の二若しくは第二十条第一項に規定する措置(第五十二条第一項において「排除等の措置」という。)を命じようとするもの又は第四十八条の二第五項の規定による請求をしたもの(以下「被審人」という。)を

「第一項の審判請求をした者に審判開始通知書を送付し、又は前項の名あて人に改め、同条第三項中「被審人」を第一項の審判請求をした者又は第二項の名あて人(以下「被審人」という。)に改め、同条第四項中「期日は、」の下に「審判開始通知書を発した日又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

第五十三条第一項の規定による審判開始決定

は、文書によつてこれを行い、審判開始決定書には、事件の要旨及び第八条の四第一項に規定

する措置の名あて人の氏名又は名称を記載し、かつ、委員長及び決定の議決に参加した委員がこれに記名押印しなければならない。

第五十条に次の二項を加える。

第二項に規定する審判開始決定書の謄本の送達を受けた者は、これに対する答弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出しなければならない。

第五十条を第五十五条とし、同条の次に次の二

条を加える。

第五十六条 公正取引委員会は、審判手続を開始した後、事件ごとに審判官を指定し、公正取引委員会規則で定めるところにより、第四十一条

の規定による調査の嘱託及び第四十七条第一項各号に掲げる処分のほか、その後の審判手続(審決を除く。)次項、第六十三条及び第六十四

条において同じ。)の全部又は一部を行わせるこ

とができる。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の

審査に関与したことのある者については、指定

されることがあると認めるとときは、公正取引委員会は、當

該執行の停止を取り消すものとする。

第四十八条の二第一項及び第二項を次のように改める。

第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「納付命令」という。)は、

文書によつてこれを行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額及びその計算の基

礎、課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第六十九条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

納付命令は、その名あて人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第四十八条の二第三項中「前項」を「第一項」に、「発した」を「発する」に、「二月後に定めなければならぬ」を「二月を経過した日とする」に改め、同条第五項中「もの」を「者」に、「三十日以内」を

は第二項に規定する場合又は「を削り、「第五十四条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条第四項中「第八条の四第一項に係る事件について」を

「前項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第五十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十四条 公正取引委員会は、排除措置命令に係る審判請求があつた場合において必要と認めるとときは、当該排除措置命令の全部又は一部の執行を停止することができる。

前項の規定により執行を停止した場合において、当該執行の停止により市場における競争の確保が困難となるおそれがあるときその他必要があると認めるとときは、公正取引委員会は、當該執行の停止を取り消すものとする。

第四十八条の二第一項及び第二項を次のように改める。

前条第三項から第五項までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、同項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」とあるのは「課徴金の計算の基礎及びその課徴金に係る違反行為」と読み替えるものとする。

第五十条の二第一項を第五十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十一条 第七条の二第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により公正取引委員会が納付命令を行つた後、同一事件について、当該納付命令を受けた者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があつたときは、公正取引委員会は、審決で、当該納付命令に係る課徴金の額を、その額から当該裁判において命じられた罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額に変更しなければならない。た

だし、当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないときは、又は当該変更後の額が百万円未満となるときは、この限りでない。

第五十七条 公正取引委員会又は審判官は、被審

人又はその代理人が、正当な理由がなく、審判

の期日に出頭しないときにおいても、審判を行

うことができる。

「六十日以内(天災その他この期間内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)に、「事件」を「納付命令」に、「審判

手続の開始」を「審判」に改め、同条第六項を次のように改める。

前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、納付命令は、確定する。

第四十八条の二第四項を削り、同条に次の二項を加える。

前条第三項から第五項までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、同項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」とあるのは「課徴金の計算の基礎及びその課徴金に係る違反行為」と読み替えるものとする。

第五十条の二第一項を第五十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十一条 第七条の二第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により公正取引委員会が納付命令を行つた後、同一事件について、当該納付命令を受けた者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があつたときは、公正取引委員会は、審決で、当該納付命令に係る課徴金の額を、その額から当該裁判において命じられた罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額に変更しなければならない。た

だし、当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰

金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額が百万円未満となるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、審決で、当該納付命令を取り消さなければならない。

第一項本文の場合において、当該納付命令に係る審判手続が終了していないときは、公正取引委員会は、同項本文の規定にかかわらず、当該納付命令に係る審判の請求に対する審決において、当該納付命令に係る課徴金の額を当該審判手続を経て決定された額から同項本文に規定する罰金額の二分の一に相当する金額を控除した類に変更するものとする。

公正取引委員会は、前三項の場合において、変更又は取消し前の納付命令に基づき既に納付された金額(第七十条の九第三項に規定する延滞金を除く。)で、還付すべきものがあるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第五十二条 第四十九条第六項又は第五十条第四項の規定による審判の請求(以下「審判請求」という。)をする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を公正取引委員会に提出しなければならない。

一 審判請求をする者及びその代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
二 審判請求に係る命令
三 審判請求の趣旨及び理由

前項第三号に規定する趣旨は、命令の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように記

載するものとし、同号に規定する理由においては、排除措置命令又は納付命令(第五項、第五十八条、第五十九条第一項、第六十六条第三項

及び第四項並びに第七十条の八において「原処分」という。)に対する主張(排除措置命令にあつてはその原因となる事実に対する主張、納付命令にあつては課徴金の計算の基礎に対する主張)が明らかにされていなければならない。

審判請求があつた場合には、公正取引委員会は、第六十六条第一項の規定に該当する場合を除き、遅滞なく、当該審判請求に係る命令について審判手続を開始しなければならない。

審判請求は、当該審判請求に係る命令についての最終の審判の期日までは、いつでも、書面により取り下げることができる。

第五十五条第三項の規定により審判手続が開始された後、前項の取下げがあつたときは、原処分は、確定する。

第四十八条を削る。

第四十七条中「且つ」を「かつ」に、「前条」を「前条第一項」に、「その結果を明かにして置かなければ」を「処分をした年月日及びその結果を明らかにしておかなければ」に改め、同条を第四十八条としておかなれば」に改め、同条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条 第七条第一項若しくは第二項(第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは

第三項、第十七条の二又は第二十条第一項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)には、文書によつてこれを行い、排除措置命令書に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される排除措置命令の内容

二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用

三 公正取引委員会に対し、前二号に掲げる事項について、意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

排除措置命令の名あて人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たつては、代理人(弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適當な者に限る。第五十二条第一項、第五十七条、第五十九条、第六十条及び第六十三条において同じ。)を選任することができる。

前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、排除措置命令は、確定する。

第四十六条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「審訊し」を「審尋し」に、「徵する」とを「徵すこと。」に改め、同項第二号中「鑑定させる」とを「鑑定させること。」に改め、同項第三号中「置くこと」を「政令で」に改め、同条第二項中「命令をもつて」を「政令で」に改め、同条第二項中「検査すること。」を「検査すること。」に改め、同項第四号中「検査すること。」を「検査すること。」に改め、同条第二項中「命令をもつて」を「政令で」に改め、同条を第四十七条とし、第四十五条の二を第四十六条とする。

第七十四条を削る。

第七十三条第一項中「公正取引委員会は」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、「検事総長」を「検事総長」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「以て」を「もつて」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

公正取引委員会は、第十二章に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない。

第七十三条を第七十四条とする。

第七十二条の二中「第八条の四第一項に係る事件について」を「第五十三条第一項の規定により」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十五条中「第四十六条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「第五十一条の二」を「第五十六条第一項」に、「命令の」を「政令で」に改める。

第七十六条に次の一項を加える。

前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、被審人が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

第七十七条第一項中「三箇月」を「三月」に改め、同条に次の一項を加える。

審判請求をすることができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

第七十九条を削る。

第七十八条中「訴の」を「訴えの」に、「審訊調書」を「審尋調書」に、「速記録」を「審判調書」に改め、同条を第七十九条とし、第七十七条の次に次の二条を加える。

第七十八条 公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第一項に規定する抗告訴訟については、公正取引委員会を被告とする。

第八十二条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

公正取引委員会は、審決(第六十六条の規定によるものに限る)の取消しの判決が確定したときは、判決の趣旨に従い、改めて審判請求に

第八十三条中「審決」の下に「(第六十七条及び第七十条の十一第一項の規定によるものに限る。)」を加える。

第七十六条に次の一項を加える。

第七十七条第一項第一号若しくは第二項に規定する抗告訴訟に改める。

第九十条第三号中「第四十八条第四項、第五十条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項」を「排除措置命令又は第六十五条若しくは第六十

七条第一項に改める。

第九十一条の二中「ものは」を「者は」に改め、同条第一号中「もの」を「者」に改め、同条第一号から第十号までの規定中において「の下に

「読み替えて」を加え、同条第一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とする。

第八十四条の二 第八十九条から第九十一条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

第八十四条の四 前条に規定する罪に係る事件に

ついて、刑事訴訟法第二条の規定により第八十

四条の二第一項各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それ当該各号に定める裁

判所も、その事件を管轄することができる。

第八十五条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「訴訟」を「行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟(同条第五項から第七項までに規定する訴訟を除く。)」に改め、同条第三号を削る。

第八十六条中「第六十二条第一項、第六十三条第一項(第六十八条规定で)」を「第七十条の六第一項、第七十条の七第一項(第七十条の十四第二項において)」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項(第六十七条规定で)を「第七十条の六第二项において」に、「第六十七条规定第一項」を「第七十条の六第二

項において」に、「第六十七条规定第一項」を「第七十条の六第二

は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人

は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対

する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、

又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした

又は虚偽の鑑定をした者

二 第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対

する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、

又は虚偽の鑑定をした者

三 第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による物件の所持

者に対する処分に違反して物件を提出しない

者

四 第四十七条第一項第四号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第四十七条第一項「ものは」を「者は」に改め、同条第一号中「もの」を「者」に改め、同条第一号から第十号までの規定中において「の下に

「読み替えて」を加え、同条第一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とする。

第八十四条の三 第八十九条から第九十一条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

第九十二条の二 第二項中「第五十三条の二」を「第六十二条の二」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同条第二号とする。

第九十四条の二 第二項中「ものは」を「者は」に改め、同条第一号中「もの」を「者」に改め、同条第一号から第十号までの規定中において「の下に

「読み替えて」を加え、同条第一号を削り、同条第五号中「第五十三条の二」を「第六十二条の二」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同条第二号とする。

第九十五条第一項第二号中「第九十条」を「第九十条第一号、第二号若しくは第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令(第三条又は第八条第一項第一号の規定

に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合に限る。)に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十五条第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令

(第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合を除く。)三億円以下の罰金刑

第九十五条第二項第二号中「第九十条」を「第九十条第一号、第二号若しくは第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定に

よる命令、第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合に限る。)に、「限る。」又は「限る。」に、「若しくは第十一号」を「又は第九十四条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十五条第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令

(第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反した場合を除く。)三億円以下の罰金刑

第九十五条第三号(第七条第一項若しくは第三項の規定による命令

(第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に

十一条第一号、第二号若しくは第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定に

よる命令、第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に

十一条第一号、第二号若しくは第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定に

よる命令、第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に

十一条第一号、第二号若しくは第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定に

よる命令、第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に

十一条第一号、第二号若しくは第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定に

よる命令、第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に

決」を「排除措置命令」に改める。

第九十八条中「第六十七条第一項」を「第七十条の十三第一項」に改める。

第十章を第十一章とし、第九章の二を第十章とする。

する。

第一百一条から第百五条までを附則第一条から第五条までとし、第百六条を削り、第百七条から第百十条までを附則第六条から第九条までとする。

第一百十条の二中「第百二条第三項」を「附則第三条第三項」に改め、「これを」を削り、同条を附則第十条とする。

第一百十一条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いはずれかに」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「第百九条」を「附則第八条」に改め、同条第二号

中「第百四条、第百五条、第百七条、第百八条又は第百十条」を「附則第四条から第七条まで又は第九条」に、「基く」を「基づく」に改め、同条を附則

第一百十一条とする。

第一百十二条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いはずれかに」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「第百九条」を「附則第八条」に改め、同条第二号

中「第百四条、第百五条、第百七条、第百八条又は第百十条」を「附則第四条から第七条まで又は第九条」に、「基く」を「基づく」に改め、同条を附則

第一百十一条とする。

第一百十二条中「第百十一条の二」を「附則第十条」に、「外」を「ほか」に改め、同条を附則第十二条と

反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に

する。

第一百十三条を削り、第一百十四条を附則第十三条とする。

本則に次の二章を加える。

第十二章 犯則事件の調査等

第一百一条 公正取引委員会の職員(公正取引委員会の指定を受けた者に限る。以下この章において「委員会職員」という。)は、犯則事件(第八十

九条又は第五十四条第一項若しくは第二項の審

九条から第九十一条までの罪に係る事件をいう。以下この章において同じ。)を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人(以下この項において「犯則嫌疑者等」という。)に対して出頭を求める。犯則嫌疑者等に対しても質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することが対して出頭を求める。犯則嫌疑者等に対しても質

問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することが

対して出頭を求める。犯則嫌疑者等に対しても質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することが

判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

委員会職員は、犯則事件の調査について、官署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第一百二十二条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押さえをすることができる。

前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押さえをすることができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえことができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえされることができる。

委員会職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

第一百四条 臨検、捜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

日没前に開始した臨検、捜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

第一百五条 臨検、捜索又は差押えの許可状は、これららの処分を受ける者に提示しなければならない。

第一百六条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一百七条 委員会職員は、臨検、捜索又は差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができる。

第一百八条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをする者は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押

間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入りすることを禁止することができ

る。

第一百九条 委員会職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、捜索又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他の者に代わるべき者を含む)又はこれらの者の使用者若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

前項の場合は、当該者にその旨を立会わせなければならない。

前項の場合において、同項に規定する者を立会わせなければならないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第一百十二条 委員会職員は、領置又は差押えをしてはいけないときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

前項の領置物件又は差押物件が第百十三条の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。

第一百十三条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

第一百十四条 公正取引委員会は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを返付しなければならない。

公正取引委員会は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからぬいため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

第一百十五条 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第一百十六条 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第一百十七条 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がする処分及び行政指導については、行政手続法第二章から第四章までの規定は、適用しない。

第一百十八条 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第一百十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

第一号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二号 政令で定める日から施行する。

第三号 政令で定める日から施行する。

第四号 政令で定める日から施行する。

第五号 政令で定める日から施行する。

第六号 政令で定める日から施行する。

第七号 政令で定める日から施行する。

第八号 政令で定める日から施行する。

第九号 政令で定める日から施行する。

第十号 政令で定める日から施行する。

第十一号 政令で定める日から施行する。

第十二号 政令で定める日から施行する。

第十三号 政令で定める日から施行する。

第十四号 政令で定める日から施行する。

第十五号 政令で定める日から施行する。

第十六号 政令で定める日から施行する。

第十七号 政令で定める日から施行する。

第十八号 政令で定める日から施行する。

第十九号 政令で定める日から施行する。

を削る改正規定、第四十四条第一項後段を削る改正規定、第八十四条の二第二項の改正規定及び第九十一条の二第二項を削り、同条第十二条を同条第十一号とする改正規定、公布の日から起算して一月を経過した日

二 第七十九条を削る改正規定、第七十八条を

第七十九条とし、第七十七条の次に一条を加える改正規定及び第八十五条の改正規定(同条第一号に係る部分に限る) 行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第

八十四号附則第一条本文の政令で定める日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(施行日前に勧告等があつた場合についての経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者(構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。)の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(以下「旧法」という。)第四十八条第一項若しくは第二項の規定による勧告、旧法第四十八条の

提出する機会の付与又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があつた場合における当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる手続、課徴金の額の計算並びにその納付を命ずる要件及び手続、審判手続

(速記者の立会いその他の公正取引委員会規則で定める事項に係るものを除く。)、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類するものとして公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例によること。

(既往の違反行為に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際旧法第四十八条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達がされることなくその行為がなくなつた日から一年を経過している違反行為についての経過措置)

は、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第七条第

二項(新法第八条の二第二項及び第二十条第二

項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、新法第七条第二項に規定する措置を命ずることができない。

第五条 前条第一項に規定する違反行為について新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものは、当該違反行為のうち施行日前に係るものは、

ついての課徴金の額の計算(売上額に乗ずる率に限る。)については、なお従前の例による。

2 新法第七条の二第一項(新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反行為(旧法第七条の二第一項(旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)であつて施行日前に既になくなつているものについて新法第五十条第六項において読み替えて準用する

場合を含む。)の規定の適用については、同項本来の前日までの期間と施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間とを合算した期間(当該合算した期間)とする。

3 前項の場合における新法第七条の二第一項(新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項本来の前日までの期間と施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間とを合算した期間(当該合算した期間)とする。

4 第二項の場合における新法第七条の二第十四項本文及び第五十一条第一項本文の規定の適用については、これららの規定中「その額」とあるのは「その額中当該違反行為のうち施行日以後に係るものに対応する部分の金額」と「控除した額」とあるのは「控除した額(当該対応する部分の金額が当該罰金額の二分の一を下回る場合は、零円)と当該違反行為のうち施行日前に係るものに対応する部分の金額との合計額」とする。

5 第二項の場合における新法第七条の二第十四項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第一項、第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律

第四条 新法第七条の二第一項(新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は

第一項(旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)で

あつて施行日前に既になくなつているものにつ

いては、課徴金の納付を命ずることができな

い。

2 前条第二項に規定する違反行為について新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が施行日前に開始さ

れ、施行日以後になくなつたものであるとき

は、当該違反行為のうち施行日前に係るものに

ついては、課徴金の納付を命ずることができな

い。

5 第二項の場合における新法第七条の二第十四

項ただし書の規定の適用については、同項だ

し書中「第一項、第四項から第六項まで、第八

項若しくは第九項の規定により計算した額が

当該罰金額の二分の一に相当する金額を超え

ないとき、又は当該控除後の額」とあるのは、

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

法律の一部を改正する法律(平成十六年法律

号)附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

6 第二項の場合における新法第五十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」一部を改正する法律(平成十七年法律第号)

附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

(審決及び納付命令に関する経過措置)

第六条 新法第七条の二第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項又は第二項に規定する違

反行為に係る事件について新法第四十七条第一

項第四号に掲げる処分又は新法第一百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知を受けた日からさかのぼり十年以内)に、旧法第七条の二

第一項の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令についての審判手続の開始を請求することなく旧法第四十八条の二第五項に規定

する期間を経過している場合に限る。)又は旧法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該命令又は審決を新法第七条の二第一項の規定による命令であつて確定しているものとみなして、同条第六項の規定を適用する。

する。

第七条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定によ

りて、当該審決を受けた者に対して施行日以後に損害賠償の請求がされるときは、当該審決を新

法の規定により確定した排除措置命令とみなし

て、新法第二十六条の規定を適用する。

2 前項に規定する審決がされず、旧法第五十四

条の二第一項の規定による審決(旧法第八条第

一項第一号又は第二号の規定に違反する行為を

した事業者団体の構成事業者に対するものを除く。)が確定した場合において、当該審決を受けた者に対して施行日以後に損害賠償の請求がさ

れるときは、当該審決を新法の規定により確定した納付命令とみなして、新法第二十六条の規

定を適用する。

3 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による

審決(旧法第八条の四第一項に規定する措置を命ずるものと除く。)が確定した場合において、

は、なお従前の例による。

当該審決を受けた者が施行日以後においてこれに従わないときは、当該審決を新法の規定により確定した排除措置命令とみなして、新法第九

十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号及び第三号(新法第九十条第三号に係る部分に限る。)、第二項第二号及び第三号(新法第

九十条第三号に係る部分に限る。)並びに第三項、第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。

第八条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決(旧法第八条の四第一項に規定する措

置を命ずるものと除く。)が確定した場合において、当該審決を受けた者に対して施行日以後に

損害賠償の請求がされるときは、当該審決を新法の規定により確定した排除措置命令とみなし

て、新法第二十六条の規定を適用する。

2 前項に規定する審決がされず、旧法第五十四

条の二第一項の規定による審決(旧法第八条第

一項第一号又は第二号の規定に違反する行為を

した事業者団体の構成事業者に対するものを除く。)が確定した場合において、当該審決を受けた者に対して施行日以後に損害賠償の請求がさ

れるときは、当該審決を新法の規定により確定した納付命令とみなして、新法第二十六条の規

定を適用する。

第九条 前三条に規定するもののほか、旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公

正取引委員会規則で定めるところにより、新法の相当の規定によつしたものとみなす。

(東京高等裁判所の専属管轄事件の見直しに伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に東京高等裁判所に係属している旧法第八十九条から第九十一条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権について

は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一條 この法律(附則第一条第一号に掲げる

改正規定については、当該改正規定の施行前

にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

(政令への委任)

当該審決を受けた者が施行日以後においてこれに従わないときは、当該審決を新法の規定により確定した排除措置命令とみなして、新法第九

十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号及び第三号(新法第九十条第三号に係る部分に限る。)、第二項第二号及び第三号(新法第

九十条第三号に係る部分に限る。)並びに第三項、第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。

第八条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決(旧法第八条の四第一項に規定する措

置を命ずるものと除く。)が確定した場合において、当該審決を受けた者に対して施行日以後に

損害賠償の請求がされるときは、当該審決を新法の規定により確定した排除措置命令とみなし

て、新法第二十六条の規定を適用する。

2 前項に規定する審決がされず、旧法第五十四

条の二第一項の規定による審決(旧法第八条第

一項第一号又は第二号の規定に違反する行為を

した事業者団体の構成事業者に対するものを除く。)が確定した場合において、当該審決を受けた者に対して施行日以後に損害賠償の請求がさ

れるときは、当該審決を新法の規定により確定した納付命令とみなして、新法第二十六条の規

定を適用する。

第九十五条の二の見出し中「審決」を「排除措置命令」に改め、同条中「審決」を「確定した排除

措置命令」に改める。

第九十五条の四を次のように改める。

第九十五条の四 前条の場合については、私的

独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第

金に処する。

資料を提出した者

四十五条、第四十七条から第四十九条まで、
第五十二条、**第五十五条第一項及び第三項か**

一 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第一号若しくは

ら第五項まで、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条第一項、第六十条から第六十四条まで、第六十六条、第六十八条、第六十

第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽

九条第一項及び第二項、第七十条、第七十条の二第一項から第三項まで、第七十条の三から第七十条の五まで、第七十条の八、第七十条の十二第二項、第七十条の十五から第七十条の十七まで、第七十条の十九から第七十条の二十二まで、第七十五条から第八十二条までの並びに第八十八条の規定を準用する。

の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
二 第九十五条の四において準用する私的占有禁止法第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人にに対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第三百三十二条を次のように改める。

三 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第三号若しくは

る私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第一百五十四条又は第二百六十六条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

第二項又は第五十六条第一項の規定による
物件の所持者に対する処分に違反して物件
を提出しない者

検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第一百三十四条 次の各号のいずれかに該当する
者は、二十万円以下の罰金に処する。

が
能
する。
第一百三十二条の次に次の二条を加える。
第一百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰

一 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは

第百八条 前条の場合については、私の独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで、第五十二条、第五十五条から第五十七条まで

ときは、その刑を輕減し、又は免除することができる。

二 第九十五条の四において準用する私的独立占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第二百五十四条又は第二百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置) 第十五条 施行日前に前条の規定による改正前の水産業協同組合法第九十五条の四において準用する旧法第四十八条第一項の規定による勧告又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があつた場合における排除措置の処理の手続(速記者の立会いその他の公正取引委員会規則で定める事項に係るもの)を除く。)については、なお従前の例による。

条から第五十八条まで、第五十九条第一項、第六十条から第六十四条まで、第六十六条、第六十八条、第六十九条第一項及び第二項、第七十条、第七十条の二第一項から第三項まで、第七十条の三から第七十条の五まで、第七十条の八、第七十条の十二第二項、第七十条の十五から第七十条の十七まで、第七十条の十九から第七十条の二十二まで(事実の報告、事件の調査、排除措置命令、審判、審決その他事件処理の手続)、第七十五条、第十七条(雜則)、第七十七条から第八十二条まで並びに第八十八条(訴訟)の規定を準用する。

る部分に限る。)並びに第九十七条の規定の適用については、排除措置命令とみなす。

第七条から第九条までを削り、第九条の二を第七条とする。

第九条の三第一項中「行なつた」を「行つた」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第八条とする。

第九条の四第一項中「第九条の二」を「第七条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第九条とする。

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「第九条の四第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十七条 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第一百五十四条又は第一百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十五条又は第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理

人、使用人その他の従業者がその団体の業務

又は財産に関して、第十五条又は第十六条の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、各本条の罰金刑を科する。

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

第十一條第二項中「第八条第一項の規定による請求又は」を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)
第十四条 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)第二百五十四条又は第二百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金

に処する。

一 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第一号若しくは第二

項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する

報告をした者

二 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

(不当景品類及び不当表示防止法の一
部改正に伴う経過措置)

第三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項に規定する違反行為について行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通

知又は前条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法第七条第一項の規定により適用される旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があつた場合においては、当該違反行為に係る排除命令の手続及び審

判手続に関しては、前条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法及び新法の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るためにかかるわらず、なお従前の例による。

第五十三条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十七条第一項及び第七十三条を第七条第

一項及び第二項(第八条の二第二項及び第二十

条第二項において準用する場合を含む。)、第八

条の二第一項及び第三項、第二十条第一項、第七十条の十三第一項並びに第七十四条に改め、同条を第十二条とする。

第九条の六第一項中「第九条の二から第九条の四まで」を「第七条から第九条まで」に改め、同条を第十二条とし、第九条の五を第十条とする。

第六十七条第一項及び第七十三条を第七条第

二第一項及び第三項、第二十条第一項、第七

条の十三第一項並びに第七十四条に改め、同条を第十二条とする。

第六十七条第一項及び第七十三条を第七条第

を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二条のうち、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第六項の改正規定中「及び第五項」を「から第六項まで」に、「及び第六項」を「から第七項まで」に、

「同条第四項」を「前条第四項及び第六項」に、「同条第五項」に「前条第五項及び第七項」に改め、同法第十六条第五項の改正規定中「及び第五項」を「から第六項まで」に、「及び第六項」を「から第七項まで」に、「同条第四項」を「第十五条规定及び第六項」に、「同条第五項」に「第十五条规定及び第七項」に改める。

附則第五十二条のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十七条の二第一項の改正規定並びに同法第四十八条第一項及び第五十四条第一項の改正規定を削る。

附則第五十二条のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十二条第一項の改正規定中「第六十二条第一項」を「第七十条の六第一項」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第二十四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「勧告し、又は審判開始決定書の謄本を発した」を「同法第四十九条第五項の規定による通知をした」に改める。

審査報告書

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月十九日

農林水産委員長 中川 義雄

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国におけるコイヘルペスウイルス病の発生など、最近における海外からの

水産動物に関する疾病的侵入及び国内における

まん延のリスクの高まりを踏まえ、水産防疫を

より的確に実施するため、輸入防疫及び国内防

疫の兩制度を強化しようとするものであり、妥

当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

養殖業に与える影響が極めて大きいことから、より効果的かつ効率的な水産防疫対策が求められている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 輸入防疫を的確に実施するため、海外における疾病的発生状況及び疾病に関する情報の収集・知見の集積を図り、輸入業者等に対する管理制度等を適切に実施すること。

また、輸入防疫対象疾病の追加指定について迅速かつ適切な検討を行うとともに、未知の大疾病的的確に対応するため、輸入水産動物のモニタリング調査等の充実・強化を図ること。

二 國内防疫体制を強化するため、水産防疫担当者の資質向上を図るとともに、國、都道府県、関係機関、養殖業者等の一層の連携を促進すること。

三 特定疾病発生の届出やまん延防止措置が迅速に行われるよう、養殖業者等に対する知識の普及・啓発、養殖魚の履歴保存の徹底に努めるとともに、国民の積極的な協力を求めるため、まん延防止措置に関する理解の促進を図ること。

四 国内に定着した疾病による魚病被害の低減を図るため、漁場改善計画制度による漁業協同組合等の自主的な取組を積極的に支援すること。

疾病的発生及び伝播の防止を図るため、迅速な診断技術やワクチン等の開発に関する試験研究を積極的に推進すること。

経路の究明に努めるとともに、天然水域も含め、的確なまん延防止対策を実施すること。

六 特定疾病が発生した場合における養殖業経営への影響を最小限に抑えるための適切な経営支援対策について検討を行うこと。

右決議する。

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十七年四月七日

参議院議長 河野 洋平

衆議院議長 千景殿

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案

百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「水産動物の種苗」を「水産動物」に、

「第十三条の二」を「第十三条の二—第十三条の五」に改める。

第二章第一節の二の節名中「水産動物の種苗」を「水産動物」に改める。

第十三条の二第一項中「増殖又は養殖の用に

供する水産動物以下この条において「水産動物の種苗」という。」を「輸入防疫対象疾病持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)第二条第二項に規定する特定疾病に該当する水産動物の伝染性疾患その他の水産動物の伝染性疾病であつて農林水産省令で定めるものをいう。

以下同じ。」にかかるおそれのある水産動物に、「当該水産動物の種苗」を「当該水産動物」に、「第三項において」を「以下」に改め、同条第二項中「当該水産動物の種苗」を「当該水産動物」に、「水産動物の種苗の伝染性疾患農林水産省令で定めるものに限る。」を「輸入防疫対象疾病」に改め、同条第三項中「水産動物の種苗及び」を「水産動物及び」に、「前項の検査証明書又はその写しにより水産動物の種苗の伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないと認めるときは、第一項」を「次の各号のいずれかに該当するときは、同項」に改め、同項に次の各号を加える。

官 報 (号 外)

(許可に当たつての命令等)

第十三条の二 農林水産大臣は、前条第一項の許可の申請に係る水産動物及びその容器包装が、輸出国の事情その他の事情からみて、同条第二項の検査証明書又はその写しのみによつて輸入防疫対象疾病的病原体を広げるおそれないとは認められないときは、同条第一項の許可をするに当たり、その申請をした者に対し、輸入防疫対象疾病的潜伏期間を考慮して農林水産省令で定める期間当該水産動物及びその容器包装を農林水産省令で定める方法により管理すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項の期間内に当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかる疑いがあること

を発見したときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の行う検査を受けなければならぬ。

3 前項の検査を受けた者は、その結果につい

ての通知を受けるまでの間は、当該水産動物及びその容器包装を第一項の農林水産省令で定める方法により管理しなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一 第十三條の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(持続的養殖生産確保法の一部改正)

第二条 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

(特定疾病についての届出義務)

第七条の二 養殖業を行う者又はこれに従事する者は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかる疑いがあることを発見したときは、農林水産

又はその容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該水産動物又はその容器包装、いっけすその他輸入防疫対象疾病的病原体が付着し、若しくは付着しているおそれのある物品の焼却、埋却、消毒その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二 第十三條の三第二項若しくは第三項又は第二十五条の規定に違反した者

第三十八条中「前条第四号」を「前条第二号(第二十五条に係る部分に限る。)」に改める。

二 第十三條の三第一項、第十三条の四又は第二十四条第一項の規定による命令に違反した者

第三十条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「又は三十万円」に改め、「拘留又は科料」を削り、同条第三号中「第三十条」を「第三十一条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十三條の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(持続的養殖生産確保法の一部改正)

第二条 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

(特定疾病についての届出義務)

第七条の二 養殖業を行う者又はこれに従事する者は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかる疑いがあることを発見したときは、農林水産

が実施されることにより輸入防疫対象疾病的病原体を広げるおそれなくなると認められるとき。

第二章第一節の二中第十二条の二の次に次の三条を加える。

官報(号外)

省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該養

る。

殖水産動植物の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出をした者に対し、当該養殖水

産動植物について都道府県知事の行う検査を受けるべき旨を命ずることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る養殖水産動植物がかかり、又はかかる疑いがある疾病が特定疾病であると認めるときのその他特定疾病が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

第八条の見出しを「(養殖水産動植物の移動制限等)」に改め、同条第一項第二号中「又は埋却」を、「埋却その他特定疾病的病原体の感染性を失わせる方法による処分」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三 特定疾病にかかるおそれのある養殖水産

動植物(都道府県知事が指定する区域内に所在するものに限る)を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動

を制限し、又は禁止すること。

第九条第五項中「以下」を「第十三条第三項において」に改め、同条の次に次の二条を加え

(検査、注射、薬浴又は投薬)

第九条の二 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するため必要があるときは、養殖水

産動植物を所有し、又は管理する者に対し、養殖水

産動植物について都道府県知事の行う

検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を

命ずることができる。

2 第八条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(証明書の交付)

第九条の三 都道府県知事は、第七条の二第二項の規定による検査又は前条第一項の規定による検査、注射、薬浴若しくは投薬を受けた養殖水産動植物を所有し、又は管理する者から請求があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の証明書を交付しなければならぬ。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 第十九条中「一」を「いずれか」に改め、同

条第一号中「第八条第一項第三号」を「第八条第一項第四号又は第九条の二第一項」に改める。

附 則

一、委員会の決定の理由
本法律案は、厚生年金保険法及び国民年金法の規定による福祉施設並びに健康保険法の規定による保健事業及び福祉事業の用に供する施設の譲渡等を行い、厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資するため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立することとし、

その名称、目的及び業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一持続的養殖生産確保法(平成十一年

法律第五十一号)の項中「第八条第一項」を「第七条の二、第八条第一項」に、「並びに」を「(第九

条の二第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「第三項まで」の下に「第九条の二第二

項並びに第九条の三」を加える。

二第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「第三項まで」の下に「第九条の二第二項並びに第九条の三」を加える。

第十八条中「第八条第一項第二号の規定によ

る命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七条の二第一項の規定に違反した者

号若しくは第三号の規定による命令に違反した者

二 第七条の二第二項又は第八条第一項第二

号若しくは第三号の規定による命令に違反した者

三 第七条の二第二項又は第八条第一項第二

号若しくは第三号の規定による命令に違反した者

厚生労働委員長 岸 宏一
参議院議長 扇 千景殿

審査報告書

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月十九日

厚生労働委員長 岸 宏一
参議院議長 扇 千景殿

本法律案は、厚生年金保険法及び国民年金法の規定による福祉施設並びに健康保険法の規定による保健事業及び福祉事業の用に供する施設

の譲渡等を行い、厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資するため、独立行政法人年金・健

康保険福祉施設整理機構を設立することとし、

その名称、目的及び業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費として、平成十七年度

厚生保険特別会計業務勘定及び国民年金特別会計業務勘定に合わせて約十七億円が計上されて

いる。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案
右
国会に提出する。

平成十七年三月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案

目次

機構法

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 役員及び職員(第六条—第十二条)
- 第三章 業務等(第十三条—第十五条)
- 第四章 雑則(第十六条—第二十条)
- 第五章 罰則(第二十一条・第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行

政法人年金・健康保険福祉施設整理機構とす
る。
(機構の目的)

第三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)第七十九条又は国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第七十四条の施設及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百五十条第一項又は第二項の

事業政府が管掌する健康保険に係るものに限り
る。第十四条第三号において同じ。)の用に供す
る施設であつて厚生労働大臣が定めるもの(以
下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廢

止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等
の整理を図り、もつて厚生年金保険事業、国民
年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適
切な財政運営に資することを目的とする。

(事務所)
第四条 機構は、主たる事務所を千葉県に置く。
(資本金)
第五条 機構の資本金は、附則第二条第二項の規
定により政府から出資があつたものとされた金
額とする。

2 機構は、附則第三条第二項の規定による政府
の出資があつたときは、その出資額により資本
金を増加するものとする。

3 機構は、附則第三条第二項の規定による政府
の出資があつたときは、その出資額により資本
金を増加するものとする。
第八条 理事長の任期は、任命の日から、その日
を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一
号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標
期間」という。)の末日までとする。

第十一条 機構の役員及び職員は、職務上知るこ
とのできた秘密を漏らしてはならない。その職
務を退いた後も、同様とする。
(役員及び職員の地位)

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四

した当該財産に係る附則第二条第二項の価額
の他の処分を行つた場合には、当該財産に係る
同項の価額)の合計額について、機構に対する政府の出
度の終了の日において、機構に対する政府の出
資はなかつたものとし、機構は、その額により
資本金を減少するものとする。

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、
次の各号のいずれかに該当する者は、役員とな
ることができない。
(役員の欠格条項の特例)

3 監事の任期は、二年とする。
3 監事の任期は、二年とする。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若し
くは役務の提供を業とする者であつて機構と
取引上密接な利害関係を有するもの又はこれ
らの者が法人であるときはその役員(いかな
る名称によるかを問わず、これと同等以上の
職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかな
る名称によるかを問わず、これと同等以上の
職権又は支配力を有する者を含む。)

三 条第一項の規定の適用については、同項中
「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人年
金・健康保険福祉施設整理機構法第九条」とす
る。

四 第十二条 機構の役員の解任に関する通則法第二十
一条第二項の規定により理事長の職務を代理し又
はその職務を行う監事は、その間、監事の職務
を行つてはならない。

五 第十二条 機構の役員及び職員は、職務上知るこ
とのできた秘密を漏らしてはならない。その職
務を退いた後も、同様とする。
(秘密保持義務)

十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)
第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止すること。

二 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止するまでの間、当該年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(区分経理)

第十四条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条各号に掲げる業務のうち、厚生年金保険法第七十九条の施設に係るもの 厚生年金勘定

二 前条各号に掲げる業務のうち、国民年金法第七十四条の施設に係るもの 国民年金勘定

三 前条各号に掲げる業務のうち、健康保険法第一百五十条第一項又は第二項の事業の用に供する施設に係るもの 健康保険勘定 (国庫納付金)

第十五条 機構は、前条各号に定める勘定においては、法令により公務に従事する職員とみなす。

て、毎事業年度、当該事業年度に行つた年金

社施設等の譲渡により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余額を納付しなければならない。

計国民年金勘定又は厚生保険特別会計健康勘定の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生労働大臣が定める額を納付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構が第一項の規定による納付金を厚生保険特別会計年金勘定に納付する場合には厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条中「ヨリノ国庫納付金」とあるのは「及独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金」とし、厚生保険特別会計健康勘定に納付する場合には同法第三条中「借入金及」のあるのは「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金、借入金及」とある。

4 前二号に掲げる業務に附帯する場合には厚生保険特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第四条第一項中「からの国庫納付金」とある。

5 第一項の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

6 前各項に定めるものほか、機構の解散に関連とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員宿舎法の適用除外)
第十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(中期目標の期間の特例)
第十九条 機構の中期目標の期間は、通則法第二十九条第一項の規定にかかわらず、五年間とする。

(機構の解散等)
第二十条 機構は、その成立の日から起算して五年を経過した日に解散する。

(施行期日)
第二十一条 第十二条 第二十二条 第十三条に規定する業務以外の業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(附 則)
第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(施行期日)
第二十三条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(国庫納付金)
第二十四条 機構の平成二十二年四月一日に始まる事業年度は、通則法第三十六条第一項の規定にかかる

度、その解散の日の前日に終わるものとし、當該事業年度に係る機構の通則法第三十八条に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書

の作成については、厚生労働大臣が従前の例により行うものとする。

4 機構の平成二十二年四月一日に始まる事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績については、厚生労働大臣が評価を受けるものとする。

5 第一項の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

6 前各項に定めるものほか、機構の解散に関連とみなして、これらの法令を準用する。

7 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

8 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

9 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

10 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

11 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

12 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

13 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

14 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

15 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

16 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

17 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

18 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

19 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

20 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

21 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

22 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

23 第二十二条 第二十二条 第二十二条に規定する業務を行つた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

官 報 (号 外)

平成十七年四月二十日 参議院会議録第十七号

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十七年四月二十日

參議院會議錄第十七號

投票者氏名

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

藤原	正司君	前川	清成君
前田	武志君	松井	孝治君
松岡	徹君	松下	新平君
円	より子君	水岡	俊一君
峰崎	直樹君	森	ゆうこ君
篠瀬	進君	柳澤	光美君
柳田	稔君	山下	八洲夫君
山根	隆治君	山本	孝史君
蓮	舫君	和田ひろ子君	
若林	秀樹君	渡辺	秀央君
井上	哲士君	市田	忠義君
緒方	靖夫君	紙	智子君
小池	晃君	小林	美恵子君
大門実紀史君		仁比	
吉川	春子君	大田	昌秀君
近藤	正道君	福島	みづほ君
潤上	貞雄君	糸数	慶子君
黒岩	宇洋君	鈴木	陽悦君
角田	義一君		

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

平成十七年四月二十日 参議院会議録第十七号

発行所
二東京一〇五番地
独立行政法人國立印刷局
四都港區虎ノ門四五丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
三三〇円)